

# Cicero の法廷弁論にあらわれる colonus

「colonus と clientela」より<sup>(1)</sup>

長 谷 川 博 隆

は じ め に

共和政末期ローマ社会においては、土地所有とりわけイタリアにおける土地所有が、名譽ある財産の所有の形態であったことは勿論であるが、それにとどまらず、土地に資本を投ずることは高利貸や商業・貿易などに較べて、いやそれと相並んで、ある程度恒常的な現金収入を期待できるものであり、したがって、なによりも、不在地主であって、常に膨大な負債に悩む元老院身分層にとって、経済面でも、ローマ及びその他の地での消費ならびに政治生活に資するものであったこと——もっともその実体は、必ずしも十分に解明されているとは言い難いが——は、lex Claudiaの規定及びその規定以後の流れを想起するまでもなく、たしかであるといってよからう。

しかし、他の社会における大土地の所有とは異なるローマの大土地所有制の独自性が指摘されるとすれば、それは、単なる所有面積の広狭にもとづく経済的性格にあったのではない。大土地の所有が政治的な性格をも蘊藏していた。いやもっと正しくは、政治的な力への転化の可能性を内包するものであった点にあるのではなかろうか。つまり、土地は homo politicus たるローマ人の理想、即ち政務官になり、最後に consul に達することを叶えさせる積極的な役割を果したと考えられるからなのである。

そこで第一に、大土地所有が、土地所有であるという限りにおいて土地所有者の dignitas を

(1) この小稿は、昭和29年11月7日の史学会大会報告「コローヌスとクリエンテーラ」の後半部の一部分をその論旨を補強した上で、活字に移したものである。4分の1世紀経た今日、小論を公表せねばならないその背景については、拙稿「カエサルの内乱誌1の34のコローヌスについて」名古屋大学文学部研究論集 LXV. 1975. 3. [以下「カエサル内乱誌」と略す] に記しておいた。

文献、とくに雑誌名の省略は、特記のない限り L'année Philologique の例、あるいは慣例に従う。再出の雑誌論文は原則として雑誌名のみを記す。年号は紀元前。

(2) Cato. agr. cul. pr. 1. 2. 4. Cic. Cat. Mai. 51. 60. 含みの多いのは、Cic. Off. I, 151. と、Cic. Parad. 6, 2. De Robertis, F. M.: Lavoro e Lavoratori nel mondo romano. Bari. 1963. 87ff. Nörr, D.: Zur sozialen und rechtlichen Bedeutung der freien Arbeit in Rom. ZSS. 82. 1965. 77ff. 特定の視角からではあるが Korošec, V.: Die Erbenhaftung nach römischem Recht. I. Leipzig. 1927. [repr. 1970] 33. Shatzman, I.: Senatorial Wealth and Roman Politics. Collect. Latomus. 142. Bruxelles. 1975. は土地所有にとどまらず、共和政末期元老院議員の経済生活と政治との関連についての包括的な大著。

支え、その量的拡大は *dignitas* をも高めるものであったことを指摘しなければならない。つまり、大土地を所有すること、そのことが、当該土地所有者をして、政治家として理念的に支えるのであった。この点は、論者の見解は一致しているといってよかろう。<sup>(4)</sup>

第二には、それにとどまらず、大土地所有そのものが、直接、間接、社会を動かし、現実の政治にも積極的な力をもつことになったのではなかろうか、という問い合わせが發せられてしかるべきである。<sup>(5)</sup> 実は、この点が、小稿の出発点となる。

共和政末期ローマの大土地の經營は、図式的にいえば、奴隸制にもとづく直営地と自由小作人による小作地から成っていた。<sup>(6)</sup> とすれば、所有地の拡大は、とりも直さず、土地所有者の經營の枠のうちにある奴隸及び小作人、あるいは関連する諸階層の数量の増大、更にはその性格の変化・転換をも意味したと考えられる。

そういう流れの中で、これら奴隸及び自由小作人が、大土地所有者の土地經營の面だけではなく、彼らの社会・政治生活に積極的な役割を果さなかったであろうか。つまり、経済的發展が、奴隸は勿論、土地所有者となんらかの関係にある自由人（様々な型の小作人から隣人・日傭取りまでがはいる）に対しても、その支配・隸属関係の拡大・強化を伴い、それが具体的な（社会的な）力、そして政治力に転化したのではなかろうか、というのである。元稿では *clientela* という視角からこの点にメスをいたが、この小論ではあえて *clientes, clientela* という表現・概念を使用しないで考えてみたい。

当小稿では、Cicero の著作、特に三つの法廷弁論 (*pro Caecina, pro Tullio, pro Cluentio*)

(3) *Varr. r. r.* の分析。Cic. Phil. 5,20. また Cic. Off. I. 151. の一面、たとえば Frank, T.: An Economic Survey of Ancient Rome. I. Baltimore, 1933. 363ff. cf. Weber, M.: Agrarverhältnisse im Altertum; Gesammelte Aufsätze zur Sozial-und Wirtschaftsgeschichte. Tübingen, 1924. 238f. 243f. Frank, T.: An Economic History of Rome. Baltimore, 1927<sup>2</sup>. (repr. 1962.) 265ff. 特殊な論策ではあるが Yeo, C. A.: The Development of the Roman Plantation and the Marketing of Farm Products. Finanzarchiv. 13. 1952. 321ff. Shatzman, op. cit. 44ff. 73f.

(4) 拙稿「キケロ時代の騎士身分」史学雑誌 1958. 67編 7号, 49, 4. 5. (*locupletes*) Berve. *locupletes*. RE. 13. 949ff. *dignitas-honos(honestas)-magistratus* は Hellegouarc'h, J.: Le vocabulaire latin des relations et des partis politiques sous la république. Paris, 1963. 387f. (Cic. Mur. 21.87. Sest. 109. ~locupletes) *locuples* は Hellegouarc'h. op. cit. 463. 470ff. 472, 2. 3. *dignitas-amplitudo* は Hellegouarc'h. op. cit. 229ff. Drexler, H.: Dignitas. Rektorsrede Göttingen, 1943. (Das Staatsdenken der Römer. Darmstadt, 1966. 231ff.) *honos* は Drexler, H.: Honos. Romanitas. 3. 1961. 135ff. (Römische Wertbegriffe. Darmstadt, 1967. 446ff. 特に 455.)

(5) Shatzman, op. cit. には、そのような問題意識は薄いが、プロソポグラフィッシュな整理は生かせよう。

(6) ローマの大土地所有制の經營形態とその内部構造についての精緻な分析により、社会構成上における大土地所有の位置づけをしたのは、村川堅太郎「羅馬大土地所有制」社会構成史大系 昭和24年 日本評論社である。同書では直営地・小作地に関する諸階層に関しても、日傭取り・収穫請負人・賃労働者についての充分な目くばりから、小作人といっても様々な型の小作人の存在したことについての指摘まで間然するところない。

tio) を素材にして、上記の点のうちの小作人（自由小作人）の問題、とりわけその隸属の問題に焦点をしぼり、大土地所有制と政治人ローマ人の関連という点を明らかにするための予備的な操作を試みることにしたい。<sup>(7)</sup>

もっとも、支配・隸属という点に焦点を合わせると、コロナートゥス制あるいは農奴制社会の萌芽的な形態をたずねるという大きな問題となる。だが、ここではただ自由人対自由人の関係であるにも拘らず、そこに包摂されている隸属の問題、その点を指摘できれば、と思う。

## —

## I

Cicero の法廷弁論は、ローマの「法と社会」の実態解明のため検討し直してみる必要がある、ということが、近年とくに論者によって主張されている。とりわけ、この小論で主史料とされる pro Tull., pro Caec. に関して、そのような操作の必要性が問われている。しかしその際、Cicero の法的知識の正確さと、修辞の才を駆使して Humanitas を問題とする Cicero であるという点、この二つをまず念頭においていた上で再検討でなければならないことは勿論であろう。<sup>(8)</sup>

なお再吟味という場合、pro Tull. と pro Caec. に関して、Tacitus が Dial. de Orat. (§20)において M. Aper 即ちモダンな雄弁術の弁護者をして言わせている言葉を想起すべきであろう。今や、法概念についてのこのようなまわりくどい説明など、だれも辛抱して読もうとはしない、としてこの両演説に言及しているのである。ローマ時代においてすでにこのようであったにも拘

(7) 筆者のような視角からの研究は見当らない。この小論において主史料として用いた pro Tullio, pro Caecina を使い、しかも小稿（三）の如く奴隸・隸属者の武装の点に焦点をしぼった論文として Annequin, J.-Létroublon, M.: *Une approche des discours de Cicéron; Les Niveaux d'intervention des esclaves dans la violence. Actes du Colloque 1972 sur l'esclavage.* Paris. 1974. 211ff. [以下 Annequin. esclaves-violence と略す] があるが、この論文でも、『奴隸』だけしか考察の対象になっていない。なお Annequin, J.: *Esclaves et Affranchis dans la conjuration de Catilina. Actes du Colloque 1971 sur l'esclavage.* Paris. 1973. 193ff. [以下 Annequin. Catilina と略す] は、familia という表現のそれなりの整理を行なうが、これまた、筆者とは問題意識が全く異なっている。

(8) Wieacker, F.: *Cicero als Advokat.* Berlin. 1965 は Cicero. pro Q. Roscio Comoedo に焦点をしぼっての考察であるが、その注1の文献を参考にすべきである。pro Quinctio と pro Caecina については Gelzer, M.: *Zwei Civilprozeßreden Ciceros.* Kl. Schr. I. Wiesbaden. 1962. 297ff. Mette, H. J.: *Der junge Zivilanwalt Cicero.* Gymn. 75. 1965. 10ff. Broggini, G.: *Aus Ciceros Anwaltstätigkeit. Coniectanea, Studi di Diritto Romano.* Milano. 1966. 305-329. なお、Arangio-Ruiz, V.-Longi, E.-Broggini, G.: *Marco Tullio Cicerone, Le Orazioni per P. Quinzio, per S. Roscio Amerino, per l'Attore Comico Q. Roscio, per M. Tullio.* Milano (Mondadori 版). 1964. 9ff. 133ff. 283ff. 367ff. (introduzione e note) も重要 [以下、同書よりの引用は Broggini, Tullio. introd. あるいは Arangio-Ruiz. Quinct. introd. 等とする] cf. Mayer-Maly, T.: *Gnomon.* 1974. 819. 本邦でも京都大学の柴田光蔵教授によって精力的に Cicero の法廷弁論の紹介・翻訳・検討の行われているのは、まことに喜ばしい。①「ローマ裁判制度研究」世界思想社（京都）1968, ②「ローマ法における占有訴訟の一考察——キケローのクィーンクティウス弁護論をめぐって」法学論叢 85 の 2, 1969 [以下

らず、19世紀以降のローマ法学者は、当該法廷弁論に関して汗牛充棟もただならぬ業績を積み重ねてきたのである。それらを目の前にしては、さほど安易には「検討し直す」とは言えないはずである。再検討とは一体どういうことか、という問題に突当るにちがいない。それは、法・法概念の精緻なる分析から、政治との内的関連性をふまえた上での「法と社会」の問題へ、という視野の拡大の要請なのではなかろうか。勿論、ここで、そのような新しい課題に応えられるというのではないが、法学者ならざるものが辛うじてかかわり合えるのも、大体そのような範囲のことろ、別の言葉でいえばその枠のなかのことであろうかと思う。<sup>(10)</sup>いや、そのための第一歩というべきであろうか。

以上の趨勢をふまえた上でも、共和政末期ローマの土地問題それ自体の解明のために、Cicero の法廷弁論を正面から取りあげるという形をとるのは、筆者には荷が重い。当小稿は、すでに述べた問題意識を藏しつつ、Cicero にあらわれる colonus (-ni) を整理し、次いで colonus と推定される存在を浮び上らすという作業を行ない、それらに隸属性という角度から照明を当てながら一応の位置づけをするというささやかな試みを示すにすぎない。

## II

まず、Cicero 自身土地所有者として、<sup>(11)</sup> 小作制又は小作人に直面しなかったであろうか。① 不在地主としての彼が、praediolum (-la) の形で Arpinum の土地を貸していたことは、Atticus あて書簡から明らかである。colonus という表現はどこにもないが、この場合、小作人の存在は推定することがゆるされよう。② また、Gallia cisalpina に Arpinum の人たちの有した土地

〔クィンクティウス」と略〕④「ローマ法における損害訴訟の一考察——キケローのトゥッリウス弁護論をめぐって——」法学論叢 92の4・5・6. 1972. [以下「トゥッリウス」と略] ⑤「ローマ法における特示命令訴訟の一考察——キケローのカエキーナ弁護論をめぐって——」法学論叢 94の3・4. 1974 [以下「カエキーナ」と略]

(9) 法的知識の正しさは Broggini, G.: Aus Ciceros Anwaltstätigkeit, Coniectanea. Milano. 1966. 305ff. Nicosia, G.: propter usum fructum possidere? osservazioni su Cic. pro Caec. 32. 94. Studi in onore di G. Zingali. III. Milano. 1965. 521, 58. cf. Lévy, J. P.: Cicéron et la preuve judiciaire. Droits de l'antiquité et sociologie juridique, Mélanges Henri Lévy-Bruhl. Paris. 1959. 187ff. aequitas と bonus 尊重者としての Cicero は Gelzer. Kl. Schr. I. 310. "Humanitas durch die Rhetorik," とは Broggini, op. cit. 328.

(10) その点 Mette. Gymn. 1965. 10ff. とくに 21ff. の批判を受けてはいるが、Gelzer. Kl. Schr. I. 305ff. に注目したい。

(11) Cicero の所有した土地は Drumann, W.-Groebel, P.: Geschichte Roms in seinem Übergange von der republikanischen zur monarchischen Verfassung. VI. 1929<sup>2</sup>. Leipzig. [repr. 1964.] 336 ff. Shatzman, op. cit. 403ff. Cicero の villa が、イタリア各地に散在していた点を衝くのは Günther, R.: Die Entstehung des Kolonats im I. Jahrhundert v. u. Z. in Italien. Klio. 47. 1965. 259.

(12) Cic. Att. 13, 9, 2. Heitland, W. E.: Agricola. Cambridge. 1921 [repr. 1970] 194, 3. possessio と praediolum を区別するのは Cic. de orat. 3, 108. 建物としての praediolum は Att. 16, 3, 4.

(ager vectigalis) の賃貸 (→colonus の登場) に Cicero も関係していたとみることができよう<sup>(13)</sup> (なお、このケースは、個人の所有地の賃貸借にもとづく小作人ではないことを想起したい。シティーの国有地の例もしかり)。Cicero にとって、自由小作人一自由小作制は決して fremd なものではなかったこと、したがってその知識もあやふやなものではなかったということ、このことだけはまず記しておかねばなるまい。

ところで、Cicero には colonus なる表現はほぼ60強あらわれる (TLL. III. 1705–1712, Bannier) が、植民者を示すことが最も多い。すでに筆者が別の箇所で述べたように、ローマ人自身必ずしも常に①農民、②土地賃借者、③植民者とはっきり意識的に分けて考えていたとも思えな<sup>(14)</sup>いが、しかし単なる農民にとどまらず、はっきり小作人をあらわしたと思われるケースもかなりある。それは、上に述べたような Cicero と小作制との関係からも当然といえよう。ただ、公有地 (国有地又は各種共同体の土地) の賃借者も個人の所有地の賃借者も、表現としては相等しく colonus と記されるが、当小稿で問題を後者に限定するのは、自由人対自由人の関係の一環としての自由小作制を検討する第一歩としたいからである (政治的にではなく法的に言って、ローマにおける自由・不自由の問題は、自由人対奴隸、市民と非市民、家長対いわゆる家族員=familia、という三段階の問題となることは周知の通りであるが、ここでは奴隸ならざる自由人、ただしそれが第三の関係・familia の問題とどう関連するか、ということを考えることにもなる)。

次に問題が一つある。それは、この小稿で取扱われる Cicero の法廷弁論にあらわれる colonus が、一般農民でも植民者でもないとしても、conductor (請負人的存在=総小作人) か普通の colonus か、または普通の colonus といつても果して都市の小作人か普通の零細小作人か、従って別の角度からみて、大土地所有者の小作地の小作人であるのか、それとも中小規模の所領の小作地の (零細) 小作人であるのか、いずれであるにしても、法的な差のないこともあり、史料自体からは仲々決し難いということである。したがって、大土地所有制の展開にあたって占める小作人の政治的・社会的役割如何という点については、果してその手がかりを示しうるかどうかも、やはり問題なしとはしない。

なお農民をあらわす表現として agricola, arator などもあるが、この小論では、それらの語句のすべてを検討して、小作人を探り出すという作業は行わなかった。それは別の機会の仕事とせねばなるまい。<sup>(15)</sup>

(13) Cic. fam. 13, 11, 1. Günther, R.: Klio. 47. 1965. 253f. なお、このような型の土地の賃貸借例は Atella の町の Gallia の土地についてもみられる (fam. 13, 7, 1.)。

(14) シティーの土地賃借経営については、村川堅太郎「羅馬大土地所有制」144ff.

(15) 抽稿「カエサル内乱誌」6, 25.

(16) たとえば Cic. Verr. では土地賃借者が arator (-res) という表現で登場することが多い (Merguet, H.: Lexikon zu den Reden des Cicero. I. 1877. 271ff. [repr. 1962]) が、Heitland. op. cit. 195. は、これを国有地の賃借人即ち tenants-in-chief とする。

## 二

## I

## A.

前69年、Cicero は Etruria の municipium, Volaterrae の富裕な市民 A. Caecina (RE. no. 6.) 弁護の演説 (pro Caecina. 内容からは In Sex. Aebutium とすべきであるとするのは Mette) を行なった。土地所有をめぐる争いが、事件の内容であるが、この小論の主題にかかわりのある限りでの訴訟 (interdictum=特示命令をめぐる民事訴訟) の梗概は次の通りである。<sup>(17)</sup>

Tarquinii 出身の M. Fulcinus (RE. no. 4) はローマで銀行業を営んでいたが、同じ町 (municipium) 出の女性 Caesennia (RE. no. 14) と結婚した。Caesennia は dos numerata (現金の嫁資) を持参<sup>(18)</sup>、Fulcinus は usus を行使できた。彼は Tarquinii の praedium (地所) の所有者であったが、土地投資という形で dos を確実なものにしておこうとして、Tarquinii の地にある fundus (土地) を彼女に売却した。かくして venditio-emptio (売買(契約)) が成る。

その後 Fulcinus は妻の上記の fundus と並んで、〔自分のために〕隣接する praedium を入手した (§10, §11)。

Fulcinus 死去。彼は、この結婚から生まれた子供 M. Fulcinus (RE. no. 4. 父と共に記される) を遺言で heres (相続人) に指定し、(Fulcinus の) 全財産の usus-fructus (用益権) を妻即ち Caesennia と子とが夫々半分づつもてる形で (共有) 遺贈した (§11)

息子は相続、だがすぐに死去。彼は、母親の親戚 P. Caesennius (RE. no. 3) を相続人に指定、自分の妻に多額の現金を、母親 (Caesennia) には財産の大部分 (pars maior bonorum) を遺贈しておいた (§12)<sup>(19)</sup>。

この訴訟の四年前 (73/72), P. Caesennius が銀行家 Sex. Clodius Phormio (RE. no. 43) に auctio hereditaria (相続財産競売) の仕事を委ねる (§27)。Caesennia の方としては、その友

(17) pro Caecina に含まれる法的諸問題の文献は、簡単には Boulanger, A.: Cicéron. Discours, Tome VII. (pro Cécina etc.) Budé édit. Paris. 1929. (1973) 61, 3. をみよ。の中では Keller, F. L.: Semestrium in M. Tullium Ciceronem Libri Sex. Vol. I. Turici. 1842. が重要 (Mommsen, Th.: Gesamml. Schr. III. 558ff. の書評参照)。De Caqueray, G. F. M.: Explication des passages de droit privé contenus dans les œuvres de Cicéron. Paris. 1857. (repr. 1969) 228ff. も。Boulanger 以降の文献で、本小稿に深い関連をもつるのは Gelzer, KI. Schr. I. 305ff. Gelzer, M.: Cicero. Wiesbaden. 1969. 52ff. Mette. Gym. 21ff. Nicosia, G.: Studi sulla «Deiectio». I. Milano. 1965. (以下 Deiectio と略す) 30ff. Harris, W. V.: Rome in Etruria and Umbria. Oxford. 1971. 274ff. とくに 276ff. cf. Da Nóbrega, V. L.: Herméneutique juridique appliquée à l'«interdictum unde vi coactis armatisve» dans le pro Caecina de Cicéron. RIDA. 7. 1960. 507ff. 邦文では柴田「カエキーナ」

(18) dos については Kaser, M.: Das römische Privatrecht. I. 2 Aufl. München. 1971. (以下 Kaser. RPR<sup>2</sup> と略す) 332ff. 問題点は Nicosia. Deiectio. 31, 63.

人 Sex. Aebutius (RE. no. 9. もっとも Cicero は友人でも身内でもないのに, と言う。§14) に次のことを委ねた。競売に当り, 遺贈ではいる金で, かつて亡夫 Fulcinus が新たに獲得した土地(つまり自分の土地→dos だったもの、に隣接する土地)を, 自分のために購入してくれるよう, と (§15)。venditio-emptio は銀行家 (P. Caesennius のために働く) と Sex. Aebutius (Caesennia の直接の代理人ではない!) の間で行われた。銀行家は, Sex. Aebutius に expensilatio (支出記入) という文書上の契約 (tabulae に Aebutius の名が記入される) で pretium (代金) を信用貸しする。

そこで Aebutius は支払いをする。だが Cicero の主張では, Caesennia の財産から (その領収書は勿論提出されていない)。明らかに, 所有権は彼に移転する。一方 Caesennia は possessio を行使 (usus-fructus から可能。彼女が土地所有者となつたならば, usus-fructus は, 古典法では, confusio (混和) で消滅していたであろう), そして, 彼女は colonus に土地を貸していた, というわけなのである (fundum possedit locavitque. §17. cf. §94<sup>(20)</sup>)。

その後しばらくして, Caesennia は Volaterrae 出の A. Caecina (RE. no. 6) <sup>(21)</sup> と結婚する。彼女は遺言状に, Caecina に財産の24分の23を遺産として残し, 最初の夫の解放奴隸に36分の1を, Sex. Aebutius に72分の1を定めた。彼女死去 (彼女は, 土地所有者ではなかったから, 今や usus-fructus は消えることになるわけである!) (§17)。

「Caecina はローマ市民権を所有しておらず, 従って相続人たりえない」として Aebutius が, 主相続人 Caecina との争いにはいる (§18)。主相続人として possessio bonorum (財産の占有) をえた Caecina が, praetor に arbiter familiae herciscundae (相続財産分割の裁定人) を要求 (§19)。そこで Aebutius は次のように主張する。自分は四年間, 問題の土地 [Aebutius によって買い落された~Caesennia に委託されて~fundus] の所有者であった, と (§19)。(四年間 Caesennia が占有していた事実があつても, それは Caesennia に usus-fructus

(19) Nicosia. Deiectio. 31, 64. Watson, A.: The Law of Succession in the Later Roman Republic. Oxford. 1971. (以下 Succession と略す) 129, 3. は, 母親の pars が, 妻に遺贈された grande pondus argenti (多額の現金) よりも maior であることを示しているのであって, 相続人の取り分より maior であるというのではない, としている。なお legatum partitionis については Metro. Il legatum partitionis. Labeo. 9. 1963. 291ff. (未見) Watson. Succession. 128ff.

(20) Gelzer. Kl. Schr. I. 306. Mette. Gym. 22. Nicosia. Deiectio. 32. cf. 171(172), 96. ただし, §94の Caesennia tum possidebat, cum erat colonus in fundo... の possidere と in fundo esse を対句とみるのは, 尚に Karlowa, O.: Römische Rechtsgeschichte. II. Leipzig. 1901. 329. Besitz と Detention の差を知らず, とみる。cf. Nicosia, St. Zingali. III. 532, 69. 70.

(21) Drumann, W.-Groebel, P.: op. cit. V. 1919<sup>2</sup>. 358f. Schulze, W.: Zur Geschichte lateinischer Eigennamen. Göttingen. 1904. [repr. Berlin-Zürich-Dublin. 1966] 75. 567.

(22) actio familiae herciscundae は12表法の V, 10. Schulz, F.: Classical Roman Law. Oxford. 1951. (1969) 47. 309. Kaser. RPR<sup>2</sup>. 100f. 727f. Voci, P.: Diritto Ereditario Romano. I<sup>2</sup>. Milano. 1967. 735ff. cf. Lenel, O.: Das Edictum Perpetuum. Leipzig. 1927<sup>3</sup>. (repr. 1974) 206ff.

が与えられていたからにすぎない、とし、しかも Caesennia の半分の usus-fructus は、彼女の死<sup>(23)</sup>で以て消滅した=相続できない、というのである。

Caecina は友人の忠告で決める。rei vindicatio (所有物回収訴訟=どちらが土地の占有者かを決める訴訟の前提手づき) が問題であるとして、訴訟で応戦しようとした、その前提として自分は土地から mos (慣行) にもとづき退去させられるべきである、とした (§20)。<sup>(24)</sup>

しかし、ここで de fundo moribus deduci (§20) (「慣行による土地からの追払い=退去」) と vis ex conventu (§22) (「同意にもとづく力の行使」) の問題が生じる。つまり、それは Caecina が「慣行にもとづく退去」のために、予め決めた日に友人と問題の土地を訪れようとして、その近くの Axia の castellum<sup>(25)</sup> にやってきたとき、その土地に homines armati (liberi と servi から成る) のグループが待機していたことによる。これは Aebutius が集め、Caecina の立入りを阻止するためのものであった (§20) (Caesennia がかつて第一の夫から得、Caecina が相続した——24分の23——土地の所有が争点になっているのではないとは、Mette. 22)。もはや、明らかに訴訟の前提としての deductio moribus の形式とは相容れず、vis ex conventu とならざるをえなかった (否、両者同じ意味をもつ、権の両面、との見解もある。§32)。<sup>(26)</sup>

Caecina は、その後 praetor の P. Cornelius Dolabella にことを持出す。彼は、interdicta recuperandae possessionis causa (comparata) (占有回収のための特示命令) のもとに単純なる interdictum de vi cotidiana, non armata (通常の暴力に関する特示命令) でなく、厳

(23) usus-fructus の相続なし、とは Kaser. RPR<sup>2</sup>. 448. 452, 53. Voci. op. cit. 213ff.

(24) “deductio quae moribus fit” が告訴の準備、つまり Aebutius が不正を働く、そのため deductio という型式をとったとみるのは Münsterloh, H. W.: Zur Geschichte der Besitzklagen. ZSS. 3. 1882. 233f. たしかに Caecina のとるべき道を決め、この土地を自己のものとする Aebutius の主張を打破せんとするものであった、とは Da Nóbrega. RIDA. 1960. 509. 勿論、これが訴訟提起のための定式であるとは、Nicosia. Deiectio. 34ff. Broggini. Tull. introd. 395. cf. Tull. §20. Kaser, M.: Das römische Zivilprozeßrecht. München. 1966. 327, 22.

(25) Boulanger, A.: Cicéron, Discours Tome VII (pour A. Cécina) Paris. 1929 (1973) (Budé éd.) 95, 4. によれば、現在の Castel d'Asso (Viterbo から数キロ離れた) という。また単なる砦というより、生活居住地域単位としては vicus の下に当るとみる。Nissen, H.: Italische Landeskunde. II. Berlin. 1902. [repr. 1967] 331. は Viterbo の西8キロと。

(26) vis と mos との結びつき、又は deductio quae moribus fit と vis ex conventu (facere) との結びつきは、Caec. §2. §32. 因みに deductio... は §20. §27. §95. vis... は §27. §45. むしろ §32. は deductio... と vis... を同義に捉える。Buckland, W. W.-Stein, P.: A Textbook of Roman Law. 3rd. Cambridge. 1966. 740 の言うように vis ex conventu はテクニカル・タームではないが、一つの定式ではある。Berger, A.: Encyclopedic Dictionary of Roman Law. Philadelphia. 1953. 769. Kaser, M.: Eigentum und Besitz im Älteren Römischen Recht. 2 Aufl. Köln/Graz. 1956. [以下 Eigentum と略す] 257, 17. Kaser, M.: Das römische Zivilprozeßrecht. München. 1966. 325, 1. 327. Kaser. RPR<sup>2</sup>. 397f. 408. Mayer-Maly, T.: RE. 17. 1961. 324 (法的な vis については 311-347) Nicosia. Deiectio. 34-39. 特に 37, 83, 37, 84. 残念ながら Lebruna, L.: Vim fieri voto, Alle radici

しい interdictum de vi hominibus coactis armatisve (集められ、武装した者による暴力に関する特示命令) を認めた。もちろん Aebutius はこれを受けいれない。

そこで、告発者 Caecina のために Cicero が、被告のためには67年の cos. C. Calpurnius Piso が弁ずることになる。「訴権論」(§32-40), 「特示命令解釈論」(§41-89) — 暴力論と追払い論一, 「占有論」(§90-95), 「市民権論」(§95-102) と展開する以後の弁論の展開 (論証と反駁) 自体仲々面白いのであるが、当小稿の主題とは直接かかわりない故、敢えてここで追うまでもあるまい。特に、特示命令の文言通りの解釈に対して衡平の見地からの意思の尊重 — summo iure contendere (§65, §10)<sup>(28)</sup> — それにもとづく反論 (たとえば Caecina は問題の土地に足を踏み入れていないから, “unde,” という語句は妥当しない, 追い出されてはいないのだ, deiecisti は適用されない～§48-89. とくに 86ff. etc)<sup>(29)</sup> など、Cicero によって interdictum de vi hominibus armatis (§23)<sup>(30)</sup> について、一般論から当該問題にかかわる特殊論にと様々の角度からの弁論が展開される。

たしかに Cicero 自身、後に「カエキーナのための私の弁護は、全体として、特示命令の文言に関するものであった。即ち、われわれは、定義することを通じて、錯綜した問題を整理し、市民法を讃美し、曖昧な文言を区別した」と誇る (従ってこの訴訟は Cicero の勝利に終ったとみられるが)<sup>(31)</sup> 特示命令訴訟についての当法廷弁論の主題は、勿論、特示命令の解釈に当り、『武力によって土地を奪うこと、= 暴力論・追払い論についての煩瑣なまでの細かい点に関しての議論』で

---

di una ideologia. Napoli. 1971 は間に合わなかった (書評は Stiegler, H.: Gnomon. 1975. 577ff. 特に 580, 7)。

(27) そこから出てくる問題は、簡単には Mette. Gym. 1965. 23. cf. Lenel. op. cit. § Tit. XLIII. 245. 1. 2 (S. 461ff.) Schulz. op. cit. 444ff. 因みに Caec. §92. では、この二つの型の interd. についての巧妙な議論が展開する。§23 では interd. de vi hom. arm. である。

(28) Gelzer. Kl. Schr. I. 309f. cf. Broggini. Coniectanea. 294, 25. この点をはじめてクローズアップさせたのは、周知のように Stroux, J.: Summum ius summa iniuria. 1926 (Römische Rechtswissenschaft und Rhetorik. Potsdam. 1949.) Stroux については、邦文では雄篇・柴田光蔵「ローマ裁判制度研究」375, 15.

(29) Gelzer. Kl. Schr. 307ff. とくに 311. Nicosia. Deiectio. 43.

(30) 勿論 pro Tullio と共に検討すべきであろう。Lenel. op. cit. 467f. Schulz. op. cit. 446f. Lintott, A. W.: Violence in Republican Rome. Oxford. 1968. 127ff. Watson, A.: The Law of Property in the Later Roman Republic. Oxford. 1968. ([以下 property と略す] 88f. Watson, A.: Law Making in the Later Roman Republic. Oxford. 1974. 33ff. なお、pro Tullio が考察の主対象となるが、Ebert, U.: Die Geschichte des Edikts de hominibus armatis coactisve. Heidelberg. 1968 は pro Caecina に関しても重要である。Nicosia. Deiectio. passim.

(31) Cic. Orat. 102. Nicosia. Deiectio. 56, 134. cf. Cic. fam. 6, 7. 柴田訳を拝借した(「カエキーナ」) 181, 15.)

(32) Gelzer. Kl. Schr. 311. Harris. op. cit. 281.

(33) A側が、暴力は存在しなかった、追払いではなく排除だ、との二つに論点をしほるのに対して、Cicero は次のように主張する。

あり、相続に絡む Caecina の所有(占有)の問題、つまり占有論が副主題となっている(Volaterrae 市民 Caecina の(ローマ)市民権と自由の問題も、当然そこに含まれる)。<sup>(34)</sup>

この小稿で明らかにしなければならないのは、第一には占有論に結びつくこと、即ちここに登場する Caesennia の colonus(ひいては Caecina の colonus)の問題(§17, §94)であり、第二には、暴力論・追払い論に関連すること、即ち「武装した人」(§20)の中に実際にいかなる徒輩がはいっていたのか、またはどのような連中を含めて考えていたのか、ということである。当節では、そのうちの第一の点だけを検討し、第二の点は、別の史料と共に後節で取扱う。

#### B.

実は、§17で明らかなように Caesennia は A. Caecina と結婚する前、土地を占有し、人に貸していた(fundum possedit locavitque)。ところで、弁論の展開に当り、Caesennia は単なる土地の usus-fructus(用益権)を持っていたにすぎない、従ってそれは Caesennia の死で断たれる、と Aebutius が主張している(usus-fructus の相続不能、Voci. 213ff. この点は Cicero も知らないはずない!)のに対して、Cicero は、usus-fructus を認めつつも、それでも Caecina が Caesennia の財産の〔24分の23の〕の相続人として当然問題の土地の所有者(法的に厳密には possessio)となっていた、とする。その事実を示す根拠として、他でもない、Caesennia が土地を賃貸していたこと(§17)をふまえて、しかも§94で、「その同じ colonus」が存在して、相続人としての Caecina に受け継がれているという事実が指摘される。Caecina は、他ならぬその colonus から計算書を受取っているというのもある。<sup>(35)</sup>

①肉体的暴力と精神的暴力を比較して、後者を重要視し、また軍事的暴力と市民的暴力を分け、この事件でも当然暴力は存したとする。②「追払われる」というのを厳密に解すべきではないとして、文言より意思を重視し、特示命令の文言についても意味が解釈の基準になるとする。

(34) Savigny 以来の論争点であるが、古くは Mommsen. Ges. Schr. III. 560ff. 新しくは Nicosia. St. Zingali. III. 497ff. が重要。

(35) Caec. §18. 95. 97. 102. ius Ariminensium 又は ius duodecim coloniarum で、municipium Ariminum の位置に、とみ、nexa, hereditates は可能(§102)とするのは Mette. Gymn. 26, 15. Cic. domo. 79. Sherwin-White, A. N.: The Roman Citizenship. 2ed. Oxford. 1973. 102ff. 304, 1. Gelzer. Kl. Schr. I. 311. Harris. op. cit. 277ff.

(36) 注(23)をみよ。Nicosia. Studi Zingali. 521, 58.

(37) Cic. Caec. 94. Atque ego in hoc Caecinam non defendo; possedit enim Caecina, recipereatores; et id, tametsi extra causam est, percurram tamen brevi ut non minus hominem ipsum quam ius commune defensum velitis. Caesenniam possedisce propter usum fructum non negas. Qui colonus habuit conductum de Caesennia fundum, cum idem ex eadem conductione fuerit in fundo, dubium est quin, si Caesennia tum possidebat, cum erat colonus in fundo, post eius mortem heres eodem iure possederit? Deinde ipse Caecina, cum circuiret praedia, venit in istum fundum, rationes a colono accepit. Sunt in eam rem testimonia. (大意「ところで、私としてはこの点で Caecina を弁護はしない。審理人諸士よ! というのは Caecina は占有したからである。そして、たといそれが事件とは関係ないにしても、やはり簡単にそのことに言及してみた

locatio-conductio (賃貸借) の相続と言ってしまえば、ことは簡単であるが、実は正確な法的知識を持ち、法理論に精通していただけに、Cicero は、自分の主張、とりわけ Caecina の占有を立証するための論拠が、全体として法的にかなり無理のあることを知悉した上でるものであり、<sup>(38)</sup> “in possessione esse” とはいかなることか、とか、あるいは “usus-fructus” はどうなるか、などの問題も決して整合的に割り切れず、従って巧妙なレトリックを駆使しなければならなかつた。つまり厳密には possessio (占有) の相続は不可能<sup>(39)</sup>、従ってどうしても colonus を持ち出さざるをえない、のこと自体、他の排反要素に優ると言い切れるかどうか、問題が残るが、ともかく、史料を素直に読めば、possessio の根拠として colonus が持ち出されていること、そのことに間違いはない。しかも、これが、Caecina はローマの女性の相続人たりえないという Aebutius の主張に対する反駁ともなるのであった。Caecina は、法的にも正式の相続人たり得る、それを事実として支えるのが『同じ colonus の存在』だったのである。

とすれば、ローマ法の立場からいえば、明らかに、この箇所は、他者（小作人または奴隸）を占有の仲介者とする占有の問題であるというべきではあるが、それはそれとして、むしろここでは、なによりも相続にかかわる——それが Cicero の主張の主旨——問題があるとみるべきであろう。繰り返すが、同じ colonus の存在しつづけることが、locatio の関係の続いていることを物語る。しかも事実として、dominus の側の possessio の行使、つまり単に colonus を通して、即ち仲介者を通しての占有にとどまるのではなく、相続によって Caecina に移った所有権

---

い。つまりそれは、貴方達が共通の法を守ろうとするのと同じように、他ならぬこの人をも守ってやる気持にさせるためなのである。君は、Caesennia が用益権に基いて占有したことを否認してはいない。Caesennia からその土地を賃借していた小作人は、他ならぬその賃借に基いてその土地にいたわけであるから、その小作人が土地にいたそのとき Caesennia が占有していたことになるわけで、もしそうとすれば、彼女の死後、相続人としての Caecina が同じ権利によって占有したこと、そのことに疑問があろうか？ 次いで、Caecina 自身が地所 (praedia) を巡回した際、この土地 (fundus) にやってきて、小作人から計算書を受けとっているのである。このことについては、証言がある』

なおこの colonus については夙に Costa, E.: *Cicerone Giureconsulto*. I. Bologna. 1927 [repr. Roma. 1964] 239, 6. 広く問題点は I. 238ff. Nicosia. *Deiectio*. 171, 96. St. Zingali. 497ff. cf. Lauria, M.: *Note sul possesso. Studi in onore di Siro Solazzi*. Napoli. 1948. 793. 小作人でなく conductor fundi である、とするのは Gummerus, H.: *Der römische Gutsbetrieb als wirtschaftlicher Organismus nach den Werken des Cato, Varro und Columella*. Klio. Bh. 5. Wiesbaden. 1906. [repr. 1963] 64, 3. たしかに、この§94の示す限り (計算書など) では、かなりの主体性が想定でき、conductor かどうかはともかく、零細小作人ではないようである。cf. Günther. Klio. 1965. 252.

(38) Voci. op. cit. 234ff. Kaser. RPR<sup>2</sup>. 566, 32. cf. 674. cf. Brockmeyer, N.: *Der Kolonat bei römischen Juristen der republikanischen und augusteischen Zeit*. Historia. 20. 1971. 738, 39. 738, 40. 738, 41.

(39) 夙に Mommsen. Ges. Schr. III. 560f. が、 “Caecina possederit necne” (§104) への反論として、① Caesennia の usus-fructus によって彼が possessio をもつ、②しかし、それは Besitz を証明せず、Causa possessionis とはならず、③ Caesennia 死去で消える故、とし、従って、Caecina の possessio

の行使の権利にもとづき、彼が colonus から計算書を受取る、そういう意味で colonus が要めになっているのである。

実は、相続の問題は、法的規定の起原と本質に関してローマ法学者の間でも意見の対立があるようであり、<sup>(46)</sup> ローマ法専門家ならざる筆者としては、全く見当違いの捉え方をしているかもしれないが、略次のように言うことがゆるされよう。それは、本源的には、家長の権力の承継 (successio) であった（財産の承継はその結果生ずる）とみるか (Bonfante の流れ)，あるいは家長の財産（各個の物の総体）の承継であった、とみるか (Lenel, Korošec)，大きく分けて二つの見解の対立があるが、幅広く考えて、いずれにせよ、承継とは本来的には包括承継、つまり家長権及びそれを結びつくあらゆる権利義務の承継に他ならず（相続人が被相続人の地位を包括的に承継する，→successor, とでもいべきか），その点は基本的には常に保たれてゆく。しかし、次第に現実には文字通り、対象・客体は『物』的なものとなる（人格の承継でない！）。そして、法学者によって、財産と権利の承継とみなされ、次第に抽象化され、死者の有したあらゆる権利の承継、<sup>(47)</sup> はっきりと全人格の承継 (universitas (総体) 概念の導入) とみなされてゆくのである。

このような発展をふまえた上で、当面の問題に関しても、—Cicero の主張が通るために一一般に相続の客体たりうるところの locatio～colonus だったというわけなのである (sacra,<sup>(48)</sup> sepulchrum familiae, hospitium, clientela の相続に関しては尚問題があるが、一応、相続人の人格に付属してゆく諸々の属性の一つである locatio, そしてその中に含まれる小作関係、され

---

主張のための三つの手として、① colonus ② Aebutius の denuntiatio (家産分割) ③ Caecina の求める deductio quae moribus fit しかないし、その中で問題の残るもの消去してゆくと、かなりの留保条件をつけながらも、①しかないとする（しかし、これとて、所有権が Aebutius に移っているというのを覆せるかどうかは問題である）。

ただ文脈に則して言えば、Caecina の占有についての論拠としては次の通り。⑤ Caesenna が占有、彼女を Caecina が相続、従って彼も占有した。⑥ Caecina が賃借料を受取るために土地にはいった (§ 94)。⑦ deductio quae moribus fit 「慣行による放逐」を Aebutius は Caecina に同意していることが Caecina の占有を認めたことである。勿論すべて法的には反論可能であろう。また Aebutius は所有者である、というに対する反論にはなっていない。

(40) in possessione esse は Kaser, M.: Eigentum 338f. 378. Kaser. RPR<sup>2</sup>. 389f. cf. Lauria, M.: Studi Solazzi. 1943. 793. usus-fructus ならば Caesennia 死亡で消えていること、この点は否定できない (Mette. Gymn. 26) が、そこは突込んでいない。というよりは、認めた上で弁論を展開している。

(41) D. 41, 2, 23, pr(Iav.). Biondi, B.: Universitas e successio. Studi in onore di Pietro de Francisci. IV. Milano. 1956. 56f. cf. Nicosia. Studi Zingali. III. 519, 57. Voci. op. cit. 215ff.

(42) 何故この訴訟自体に colonus が登場しないのか、あるいは武装者の中にこの colonus がみえないのか、という点も問題となるであろう。

(43) 注(35)をみよ。

(44) Dig. 41, 2, 30, 5 (Paol. ad Sab.). Costa. op. cit. I. 129. Watson. Property. 85. Nicosia. Deiectio. 171, 96. Lauria. Stud. Solazzi. 793, 66. cf. D. 19, 2, 60, 1. 41, 2, 25, 1. 41, 2, 40, 1. 43, 16, 1, 22. (Nicosia. 175)

ばこそ相続の対象となっていたとみなされた、といってよかろう)。

locatio～locator,とりわけ locatio-conductio rei (賃貸借)は、すくなくとも法的規定の上からは相続の対象になつてゆく<sup>(50)</sup>, とみてよかろう(ただし, locatio-conductio operarum (雇傭)については異論も多い<sup>(51)</sup>)。ただ法的規定(正しくは学説→法文)を伝える史料が帝政期のものであるとすれば、果してそれが共和政末期に妥当するものであったか、という極めてナイーヴな問題が厳として存する。勿論、全人格の承継という点が、法文的にも確立してゆくのは、明らかに時代が下ってからであるが<sup>(52)</sup>、全人格とまで言わずとも colonus の相続に関しては、前一世紀前後の法的規定の中にもそれを示唆するものが想定される。とすれば、この点についての法的規定の殆どすべてが帝政期のもの、しかも二・三世紀以降のものであるにしても——従って、かなりの留保をつけねばならないが——、colonus の相続が、当面の時代にすでに一応認められていたことはほゞまちがいないといってよかろう。

ともかく、事実として、この場合、Caecina の possessio の認められる根拠としての colonus の存在の指摘の底には、colonus が相続される対象であったという現実があったのである。法的規定からではなく、事実として、colonus が相続の対象となっている、それは主人の人格に付属する存在なればこそであった。従って、ここで colonus の主人への隸属性を指摘することもさほど無理なことではあるまい。

だがしかし、その隸属性をあまり重くみすぎてはならない。というのは、この colonus は零

(45) 古くは Costa. op. cit. I. 239. Nicosia. Deiectio. 171, 96 (但し Nicosia は仲介者を通しての占有 (Deiectio. 166ff.) という性格を強調する)

(46) 文献は Kaser. RPR<sup>2</sup>. 668. 1. 簡単には Schulz. op. cit. 211ff. Bonfante, Voci, Korošec, Watson の他には Robbe, U.: La ‘Successio’ e la distinzione fra ‘successio in ius’ e ‘successio in locum’. I. Milano. 1965.

(47) Kaser. RPR<sup>2</sup>によれば、最古期の無遺言相続の場合、sui heredes (家内相続人)への successio (承継)は Vermögen 及び außerpatrimonial な Recht のすべて (92. 95), etranei (家外相続人)へのときは Vermögen=familia のみで außerpatrimonial な関係は移らず (95. 102), だが sacra は問題であるとし (98. 151), 結局は、法学者にとって Recht の Summe ではなく、universitas として捉えられる Vermögen が対象とみなされる、とする。この universitas については、種々見解の対立がある。なお 財産～人格、の点に関しては、夙に Korošec. op. cit. が Mitteis の人格承継説 (12ff.) や Bonfante の patria potestas 承継説に反対して (14ff.) 財産の承継を強調している (24ff.)。hereditas を res incorporales とみなす捉え方については、Robbe. op. cit. 28ff. ともあれ、一応大きく、本文のようにおさえておこう。v. Lübtow, U.: Die entwicklungsgeschichtlichen Grundlagen des römischen Erbrechts. Studi in onore di Pietro de Francisci. Vol. I. Milano. 1956. 506f. は、現実には、共和政末期においては『財産、承継の性格の強くなっていることを指摘する。cf. Kaser. RPR<sup>2</sup>. 223. 673f. 結局は、『相続とは、死者の有したあらゆる権利の承継に他ならない』 (Dig. 50, 16, 24 (G)) ことになってゆくにしても。

(48) 注(38)をみよ。即ち Voci. op. cit. 234f. Kaser. RPR<sup>2</sup>. 566, 32. cf. 674.

(49) これらに関しては Voci は、“L'oggetto dell'eredità,, としつつも “Regime normale,, でなく

細小作人というより、むしろ conductor 的な色合いが濃いからである。もっとも、逆にいえば、それにも拘らず相続の対象になっていた点を力説すべきであろうか。しかし、この角度からの決め手にすべきものは存しない。

## II

次に問題が二つある。一つは Cic. Caec. におけるこの colonus が相続の対象になっていたとみることができても、現実の問題として、この土地、あるいはこの colonus は特殊例であったのではないか、という点である。つまり、それはこの土地・登場人物が Etruria に関係あるからである。Caecinae は Volaterrae (Volsinii にも)、Caesennii は Tarquinii に、というのは、古くは Schulze、最近は Torelli も明らかにしている。<sup>(54)</sup> しかも、Hinrichs によれば、Volaterrae (及びときには Arretium も) は、Sulla によっても土地関係に基本的な変化なし、とされている。<sup>(55)</sup> つまり、土地は古い土地所有者の手に残った、というのである。

とすると、問題の土地に関しても、Etruria の古くからの特殊性を想起せねばならないことになる。そればかりではない。この colonus に関しても、Etruria の特殊性、つまり Haywood が主張し、Harris が受け継いだ Etruria 農奴制の残存説をとり、ただそれ故、地主への隸属度も強く、colonus が相続の客体たり得た、と考えねばならなくなるのであろうか。<sup>(56)</sup>

甚だ不充分ではあったが、筆者としても、かつて「Etruria に農奴的な存在が広くみられた、とまではゆかないにしても、古 Etruria に隸属農民が広く存したことは一応認められる」とし

<sup>(54)</sup> *Regime particolare*, として取扱う (op. cit. 322ff.)。Kaser. RPR<sup>2</sup>. 151. 299, 22. 379. 674.

(50) Voci. op. cit. 234, 98. Kaser. RPR<sup>2</sup>. 566, 32. Röhle, R.: Das Problem der Gefahrtragung im Bereich des römischen Dienst- und Werkvertrages. SD. 34. 196; 183ff. 特に 196f. Palazzolo, N.: *Le conseguenze della morte del 'conductor operarum' sul rapporto di lavoro*. SD. 30. 1964. 284ff. l.c. の第三の型である l.c. operis (請負) の問題は主題に關係ない。

(51) Voci. op. cit. 235, 99.

(52) Inst. 3, 24, 6. Dig. 19, 2, 15, 9: 19, 8 (Ulp.) ～Röhle. SD. 1968. 197. Gord. C. 4, 65, 10. 但し、Dig. 19, 2, 60, 1 (Lab) は Labeo. つまり紀元前後に遡る～Brockmeyer. Historia. 1971. 738. Palazzolo. SD. 1964. 284ff. 294, 24. Nicosia. Deiectio. 170f.

(53) たとえば v. Lübtow. St. Francisci. I. 507, 1. 2. Biondi. St. Francisci. IV. 19ff. Schulz. op. cit. 211ff. Voci. op. cit. I. 146ff. Kaser. RPR<sup>2</sup>. 1. 673, 6. 7. 11. 12.

(53A) 注(52)の中の D. 19, 2, 60, 1 についての Brockmeyer. Hist. 1971. 733. の解釈

(54) 注(37)で示したように、古くは Gummerus、新しくは Günther の説くところである。

(55) Caecinae-Volaterrae は Schulze. op. cit. 75. 567. Torelli, M.: Senatori etruschi della tarda repubblica e dell'impero. D. d. Ar. 3. 1969. 295ff. Caecinae-Volsinii は Torelli. 306f. Caesennii-Tarquinii は Schulze. 135. Torelli. 312f. cf. Harris. op. cit. 282, 1.

(56) Cic. Att. 1, 19, 4. Hinrichs, F. T.: Die Geschichte der gromatischen Institutionen. Wiesbaden. 1974. 72, 111. 72, 112. cf. Hardy, E. G.: The agrarian proposal of Rullus in 63 B.C., Some Problems in Roman History. Oxford. 1924. 85ff. 特に 88f.

(57) Haywood, R. M.: Some Traces of Serfdom in Cicero's Day. AJPh. 54. 1933. 145ff. は当該史

た。ただその隸属性が、存続しつづけていたかどうかに関しては、結論は保留しておいたが。<sup>(58)</sup>

第二の問題は次の点である。ローマにおける相続が法的にどう定められていたか、いや定められてゆくか、という点と、<sup>(59)</sup> Cicero において、現実問題として相続の対象がどういうものと考えられ、時人にどう受けとめられていたか、この二つの点の落差をどのように考えるべきか、そして Cic. Caec. の colonus を、その中でどう位置づけるかということである。

たしかに法的には、相続とは、本源的には（財産・権利の）包括承継に他ならなかった、と看做されていたことは、時代の流れによる変化を含みにいれても、略認めることができよう（今は universitas 云々には触れない）。従って、かなりの留保をつけながらも、locatio 自体も相続の対象となっていることを前項において指摘できた。ところが、実はこれを Cicero に限定して考えてみると、法的規定としても、表現としては “familia pecuniaque”<sup>(60)</sup> が相続の対象であったとされるが、より現実的には “pecunia”<sup>(61)</sup> とされ、そのように定義づけられていたことに気がつく。<sup>(62)</sup> 相続の対象、あるいは正しくは相続財産をあらわす表現としての familia, pecunia, familia pecuniaque, (bona)<sup>(63)</sup> の関係については、必ずしも定説は固っているとはいえないが。<sup>(64)</sup>

この Cicero の言、とりわけ hereditas=pecunia という彼の言、それが法廷弁論でない点をふまえて、Mitteis 一派の『人格の承継』説に反駁を加えたのは Korošec であったが、一方、それは単なる文学的表現にすぎない、あるいは（法学者の行なった）相続の概念規定の一侧面・一部を構成するにすぎない、という見解もある。“familia pecuniaque”<sup>(65)</sup> と『全人格』は重なり合うかどうか、あるいは包摂されるかどうか、という観角から考えようとするのは、両者が次元の異なる捉え方であるとすれば、いささか無理であるといわざるをえない。しかしここには、相

料への言及はないが、Harris. op. cit. 284, 5. はこの史料についても触れている。

(58) 抽稿「カエサル内乱誌」11ff. 38.

(59) 注(46), 注(47)をみよ。それに加えて Voci. op. cit. 3ff. 143ff.

(60) Costa. op. cit. 211ff. Robbe, U.: successio. passim. Watson. Succession. 1ff.

(61) 注(47)をみよ。また一例として v. Lübtow. Studi di Francisci. I. 506, 2. 507.

(62) de invent. 2, 50, 148. cf. 2, 21, 62. Costa. op. cit. I. 96. Diószdi, G.: Familia pecuniaque. A.A. 12. 1964. 91ff. Diószdi, G.: Ownership in ancient and preclassical Roman Law, Budapest. 1970. 19ff, 24ff. Kaser. RPR<sup>2</sup>. 97, 13. 97, 20. v. Lübtow. Studi de Francisci. I. 507, 3. Watson. Succession. 1f.

(63) Top. 6, 29. Costa. 1, 211f. 特にこの史料を挙げて Mitteis らの『人格の承継』説に反駁を加えるのは Korošec, V.: Die Erbhaftung nach römischem Recht. Leipzig. 1927. 13. Watson, Succession. 1ff. v. Lübtow. Studi de Francisci. I. 507, 4. Voci. op. cit. 139, 102. Kaser. RPR<sup>2</sup>. 97, 12. なお Carcaterra, A.: Le definizioni dei giuristi romani. Napoli. 1966. は未見。

(64) familia 単独では、Cicero には『相続の対象』としての定義づけの形ではあらわれないが、これらの表現の相関関係は Kaser. RPR<sup>2</sup>. 97f. Voci. op. cit. 23ff.

(65) Korošec. op. cit. 13. 史料が Topica であり、しかも文章が confectum est で結ばれている点を力説する。

(66) Robbe. op. cit. 3. 11.

続における「法と現実」の一端がのぞいているということもできよう——しかも発展してゆくものとしての——。とくに、煩瑣な規定を離れた現実（一応法慣行的な色彩をもち、また定義づけという性格を以て）には、*familia pecuniaque* よりも *pecunia* が相続の対象とみなされたとすれば、尚更であろう。

そこで、上のような角度からも、この *pro Caecina* にあらわれる *colonus*、相続の客体としての *colonus* は、キケロ時代においては特殊例であったのか、という問題に立ち戻ることになる（もっとも *colonus* は、ここにいう *familia* のうちに含まれるからこそ、相続の対象たり得た、という具合に考えるのは無理である）。

以上二つの問い合わせ自体が相関連し、従って解答も重なるが、検討の手順として、まず第二の点から考えてみよう。この時代においては、史料の示す限りでは（つまり Cicero の発言によれば）現実の相続の対象は、全人格というよりも、むしろ文字通り財産（表現としては特に *pecunia*）となっていた。このように看做されていたとするならば、いかにも *pro Caecina* のこの主張は、——たとい帝政期、法学者の見解として *locatio* が相続の対象であるとされても、この時期においては——それ自体、特殊例の指摘であるかのように思われよう。しかし、法廷弁論で展開されるのは、たとい法文（この場合、特示命令）の字句～文言通りの解釈に対する批判であったとはいえ、自らも誇り、Tacitus も喝破するように (Cic. Or. 102. Tac. Dial. de Orat. 20) 正しい定義づけを加えつつ、煩瑣な法的な問題を整理することであった、この点は間違いなく、それが修辞の巧妙な衣をつけられているにすぎなかった。法的な、しかも伝統的（に形成されつつある）規定を、正当性の根拠としなければならなかつたのである。なによりも、Caecina の占有の立証のためには、Cicero としては、*colonus* を最大且つ最後の抛りどころとしなければならなかつたとすれば、やはり、*familia pecuniaque* 又は *pecunia* が相続の対象であると定義づけられるのとはちがつた次元で、相続の対象としての *colonus* が、論者に納得させられる形で存せねばならなかつた、いや存したといえよう。

従って、次いで第一の点、つまり Etruria の特殊性に関しても、たといそれが指摘されても——それ自体が問題であるが——特殊性よりも、むしろローマ世界での社会慣行、そして法的規定という面が優るのではないかろうか。いや（相続の対象と）社会的に認められ、法的にも規定されつつある *colonus*、そしてその *colonus* のもつ普遍的なローマ的な性格が、一方では相続の対象は *pecunia* であるという事実（定義づけ）と表裏一体をなすものとして、異なつた場、つまり片や法廷弁論、片や *Topica*（「拠点論」）において、Cicero によって呼びおこされている

(67) *familia* がたとい幅広い概念であるにしても、この場合はやはり「相続財産」の意であるとすれば、その *familia* に、*colonus* が包摂されるかどうかを云々するのはあまりにも単純すぎる。

(68) *hereditas* が無体物とされてゆく趨勢を、このように理解することもできよう ~Robbe. op. cit. 28ff.

(69) Brockmeyer. Historia. 20. 1971. 738. 741f.

とみるべきであろう。つまり、ことが特殊 Etruria 的なものであったとしたら、人に対する説得力は乏しい。因みに、この法廷弁論の当該箇所のすぐあととのところで、Etruria の町 Volaterrae に関するても、ローマの <sup>(70)</sup> municipium であることが強調されているではないか。

相続の対象は現実問題として pecunia と定義づけられつつ、一方では、すでに法学者の規定を背後にひかえさせた Cicero の法廷弁論において、相続の客体となっていたとみられる colonus なのである。このようにみれば、colonus の、主人の人格への隸属性は、Etruria あるいはその他の地域という差なく、ローマの法秩序の適用される地域すべてに妥当したとみてよいのではあるまい。

### III

次に Cicero, pro Cluentio にあらわれる colonus に関してどのようなことが言えるか。「毒殺」がこの法廷弁論の訴訟内容であるが、登場人物の関係が錯綜していることもあって訴訟及び弁論自体もすこぶるいりこんでおり、その梗概を記すのも容易ではないし、またその必要もあるまい。<sup>(71)</sup> 演説は66年に行われたものであるが、74年に行われた訴訟事件の話がうちに含まれている。つまり、弁論は66年に、小 (Albius) Oppianicus (RE. no. 8) によって A. Cluentius Habitus (RE. no. 4) に嫌疑のかけられた毒殺事件のため、Cluentius を Cicero が弁護したものであるが、実は、この法廷弁論には、8年前の74年に Statius Albius Oppianicus (RE. no. 10. 上記の父) が Cluentius を毒殺しようとした (という) 事件に対して、Cluentius が告訴した件も述べられているからである (§43-61)。

当面の問題との関連で、検討の対象となるのは次の点である。

自分の奴隸に対して主人の行なう審理は、amici 及び hospites から集められた consilium (一史料の示すところでは、<sup>(72)</sup> 奴隸も加わることがある) の手により、その取決めが、訴訟の進行に決定的な役割を果すとは、Kunkel の明らかにしたところであるが、この consilium amicorum が問題の鍵となる。<sup>(73)</sup>

(70) Cic. Caec. §102. 更には注(35)をみよ。

(71) 簡単には Drumann-Groebe. op. cit. V. 383ff. Gelzer. Cicero. 30ff. 58ff. Van Ootegham, J. : L'Affaire Cluentius. Hommages à M. Renard. II. Bruxelles. 1969. 777ff. 「毒殺」だけが訴訟内容かどうかについては Classen, C. J.: Die Anklage gegen A. Cluentius Habitus. ZSS. 89. 1972. 1ff. 人的諸関係の整理は De Caqueray. op. cit. 313ff. Boyancé, P.: Cicéron, Discours Tome VIII. pour Cluentius. (Budé éd.) Paris. 1953. の introd.

(72) Plut. Cat. mai. 21, 4. Düll, R. : Iudicium domesticum, abdicatio und apocryxis. ZSS. 63. 1943. 62.

(73) Kunkel, W.: Das Konsilium im Hausgericht. ZSS. 83. 1966 [Kleine Schriften. Weimar. 1974. 127ff.] 簡単には Kunkel, W.: Consilium, Consistorium. Jahrb. für Antike und Christentum. Jahrgang 11/12. 1968/69. Münster [Kl. Schr. 407] 以下の引用は Kl. Schr. による。cf. Düll. ZSS. 63. 1943. 54ff. consilium については、古くは Liebenam. RE. IV. 915ff. cf. Kaser. RPR<sup>2</sup>. 62f.

実は、Samnium の Larinum (§11.～自治市) 出の市民 Oppianicus (大) (騎士～§109) が追放・放浪中～この話は74年の問題後のこと～死に (§175.-72年)，その後，寡婦 Sassia が，自分の夫暗殺の疑ある数人の奴隸の審理をローマで企てたが，それも空しかった (§176-178)。

3年後，Sassia は——小 Oppianicus を自分の娘と婚約させて，彼を籠絡し——再び奴隸に対する *quaestio* を行なった。今回は Larinum で (§178ff.)。二人の奴隸の窃盜，それに結びつく毒殺が原因であった (と Cicero は言う)。あの第一回の審理のとき処罰できなかった奴隸たちの一人が，それにはいっていた。今回は，Oppianicus 毒殺についての自白があり，その場合 Cicero の被弁護人 Cluentius——他ならぬ Sassia の第一回目の結婚から生まれた子供——が元凶とされていた。*tabellae quaestionis* には，このような自白が記載されている，それは，告発者の主張によれば，Sassia の第二回 *quaestio* に関連して，署名・封緘されたものである (§184)。Cicero は，勿論この文書を偽作とする。その根拠として，その中には *quaestio* の主対象たるべき窃盜について特に述べられていないことを挙げる。更に，次の点が当小論の主題とかかわることであるが，第二回目の審理が第一回目のそれに対して，信頼に足る *consilium* の協力なしで行なわれた点，このことに異議を唱える。誰も呼び出されなかつた，というのではなく *colonus* が出席していたにすぎないというのであり，*boni viri* はこれ (*quaestio*) に関与していないかった (§182) 点が衝かれる。

ローマ的な通念から言えば，*boni viri* に属さない人物，つまり *colonus* が *consilium* に加わっていたとしても，それは，真の *consilium amicorum* ではない，というのであった。

では，この *colonus* とは一体普通の農民であるのか，あるいはもっと限定して小作人なのか。実は，Cluent. に *colonus* なる表現があらわれるのは三回，つまり §175 に二回，そしてこの §182 に一回だけである。§175 即ち大 Oppianicus 死去を述べるくだりでは，*ager Falernus* の *Statius Abbius* という *colonus* が，Sassia といつも一緒に人物，仲間うちとして登場する。この

(74) Kunkel は北 Apulia とするが，Gelzer. Cicero. 30 は当時 Samnium に属した，とする。cf. Nissen, H.: op. cit. II. 783ff.

(75) Kunkel. Kl. Schr. 127, 20 の推定。

(76) §182 *I:ane tandem, mulier iam non morbo sed scelere furiosa, cum quaestionem habuisses* (一本では *habuisset*) *Romae, cum de T. Anni, L. Rutili, P. Saturi, ceterorum virorum honestissimorum* (写本による異同あり) *sententia constitutum esset satis quaesitum videri, eadem de re triennio post isdem de hominibus nullo adhibito non dicam viro, ne colonum forte adfuisse dicatis, sed bono viro, in filii caput quaestionem habere conata es* (一本では *est*)? (Boyancé 校定の Budé éd. による)

(77) §175 *Cum vagus et exsul erraret atque undique exclusus Oppianicus in Falernum se ad C. Quintilium contulisset, ibi primum in morbum incidit ac satis vehementer diuque aegrotavit. Cum esset una Sassia et Statius Abbius quodam colono, homine valenti, qui simul esse solebat familiarius uteretur quam vir dissolutissimus incolumi fortuna pati posset, .... Interea Oppianicus cum iam convalesceret neque in Falerno improbitatem coloni diutius*

人物が §182 の *Sassia* の *consilium amicorum* の *colonus* と同一人物か、それとも異なるか。§175にみられるような *Sassia* との深い関係から考えて、同一人物とみてよかろう。しかも単なる農民としての *colonus* ではなく、*Sassia* との関係の深い人物=小作人とみななければなるまい (ただ *Sassia* と一緒に歩く点、零細小作人というより都市の小作人あるいは総小作人とも考えられるが、決め手はない。写本を *Albius* と読むと *Oppianicus* との関係は密接にはなるが。注(77)参照)。というのは、*consilium amicorum* が *amicis*, *hospites* によって構成されなければならないとすれば、彼が自営農民であるとするならば、*Sassia* としても当然、この *colonus* を *amicus* として *consilium* を開いた、と主張できたはずである。いや、敢て *colonus* と言い切る Cicero の発言、その底には、*Sassia* も言い逃れできない点を自分はおさえているという確信があったのである。つまり、普通の自営農民ならば *amicus* と言い張っても、抵抗・矛盾ない筈であるが、自立性の乏しい存在、つまり他ならぬ彼女の小作人だったからこそ、Cicero は鋭く衝き得たのである。自営農民であったら、彼の攻撃の矛も空を切ったであろう。やはり、この *colonus* は、小作人として地主=*Sassia* に対する隸属性の濃い人物であった、その点が鋭く衝かれたのではあるまい。§175との関連は、そういった意味でも生きてくる。

ただ、一步退き、この *colonus* を総小作人、または都市の小作人とみなすと、零細小作人とは異なり、一見地主に対する隸属性もさほど濃くはないように思われよう。とすると、それにも拘らず論難されたのは何故か、ということにもなる。だが、どのような型の小作人であれ、その地主に対する隸属性は——差があっても——否定できない、やはりその点が衝かれたとみるべきであろう。ただ、ここでは、単純に *colonus* なるが故に、というのではなく、*bonus vir* に非ずとされて論難されたという事実を想起しなければなるまい。

では *bonus vir* (*boni viri*) とは一体いかなる存在と考えられていたのか。<sup>(80)</sup> *bonus*→*boni* とは、明らかに①一般的には善良なる人物、②すこしく限定して社会の中で然るべき地位にある階層、③更には Cicero では特に *Optimates* を意味した、と考えられる。ところで、当面の問題に関してなによりも重要なのは、次の点であろう。

---

*ferre posset.....* (Budé éd. による) 写本により、様々な異読があるが、主題とは関係ないので略す。ただ *colonus* の名に関して、*Albio*, *Sex. Albio* と読む、のに対しては、一つ問題が生ずる。つまり、*Albius* ならば、*Albius Oppianicus* との関係を近親関係(又は解放奴隸?)と想定することも可能だからである。

(78) 因みに Boyancé は §175. §182 の *colonus* をすべて *paysan* と訳す。Hodge (Loeb. C. L.) は *yeoman* と。

(79) Kunkel. Kl. Schr. 128 も『小作人=*Sassia* の隸属者』とみている。

(80) 古ローマ的理想的とみるのは Pohlenz, M.: *Antikes Führertum*. Berlin/Leipzig. 1934. 16. 102. この理想とストアとの関係を説くのは Pohlenz, M.: *Die Stoa*. I. Göttingen. 1948. 257ff. 特に272. Brogini, G.: *Aus Ciceros Anwaltstätigkeit. Coniectanea*. 293, 25, 322. cf. Cic. Quinct. 55. Hellegouarc'h. op. cit. 484ff. Kroll, W.: *Die Kultur der ciceronischen Zeit*. Leipzig. 1933. I. 15. 73.

裁判において *ius, aequus* と並んで問題となる *bonus* であるばかりか (Cic. Caec. §80), *vir bonus* であるということが裁判に当り決定的に重要な要件であった (Cic. Caec. §78. cf. §65. <sup>(80A)</sup> *bonus iudex*) ことは周知の通りであって、それは *pro Client.* の当該箇所の発言の背後にも明らかに存したとみなすべきであろう。そして、それをふまえて、*bonus* を *bonus* たらしめるものが、土地所有に他ならなかったということが決定的な点であろう。<sup>(81)</sup> その限りでは、*bonus* ならざる人、即ちそれは自営農民でなく、小作人であった、と言うことができる。

ただ、一步進めて *boni viri=locupletes* とみなすならば、この場合の *colonus* を必ずしも小作人とみる必要はなく、大土地所有者に対する中小農民とみるべきではないか、という疑問が生じよう。だがたとい *boni viri* に関してこの点を認めるにしても、やはりすでに述べたように① *Sassia* との関係、②論難の根拠等からして、単なる農民=土地所有者にとどまらない存在であること（中小農民それ自体は非難の対象とはならない。土地所有者であるということが大前提たるべき *boni viri*, それらとの対抗関係にある存在でもある。ここで *pauperculi* (=coloni?) <sup>(82)</sup> という表現をも想起する）、つまり小作人、しかも自立性の乏しい存在であることは略明らかであるといってよからう。隸属性の強い者が、隸属者=奴隸のことを、主人と共に決めることに対する非難なのである。

ここで、今まで触れずにきた問題が残っている。それは、大 Cato にあっては *consilium* に仲間の奴隸が呼び出されることがあったという史料である。だが自由な家族成員又は友人の *consilium* というのがあくまでも普通の形であり、この大 Cato の事例はやはり例外に属し、特に Cato の奴隸取扱いの特殊さを示すものとして掲げられたものといえよう。<sup>(84)</sup>

更に今一つ問題がある。それは、大 Seneca の一文によれば、必ずしも *colonus* が隸属性の強い存在とはみなされていないかの如くであるという点である。<sup>(85)</sup> すくなくとも、それが一世紀の

(80A) Gelzer. Kl. Shr. I, 310. Pringsheim, F.: *Bonum et aequum*. ZSS. 52. 1932. 94.

(81) 土地所有が *boni* を *boni* たらしめることを示唆するのは Cic. Att. 1, 19, 4. 勿論 *boni* は幅広く Att. 2, 16, 1. では騎士, *publicani* 及び土地所有者を指す (Strasburger, H.: *Concordia Ordinum*. Leipzig. 1931. 50). Hellegouarc'h. op. cit. 472, 4.

(82) Phil. 13, 23. Att. 2, 1, 10. 8, 1, 3. cf. Q. Cic. Pet. 53. Hellegouarc'h. op. cit. 471. 10. (主に併記)

(83) Varr. r. r. I, 17. 2. 問題点は拙稿「カエサル内乱誌」7, 27. Kaufmann, H.: *Die altrömische Miete*. Köln/Graz. 1964. 23, 22. は小作人とみる。尚. Cic. de orat. 2, 287 の *optimus colonus* の *colonus* を農民とみなすのは Heitland. Agricola. 195.

(84) Plut. Cat. mai. 21, 4. Kunkel. Kl. Schr. 130f. 特に130, 23. 彼の奴隸取扱いについては、簡単には Della Corte, F.: *Catone censore*. Firenze. 1969. 68f. なお Sicard. *Caton et les fonctions des esclaves*. RD. 35. 1957. 177ff.

(85) Sene. Contr. 7, 6, 17. Varius Geminus factum ipsum defendit: magnos viros fecisse, ut libertinas uxores ducerent. M. Cato, inquit, coloni sui filiam duxit uxorem. 'sed ingenuam.' respondeo: sed Cato: plus interest inter me et Catonem quam inter libertum et colonum.... 論者は, *princeps civitatis* が、自分の娘を解放奴隸と結婚させたことを弁護しているのであるが、大

通念であったとすれば、この *pro Cluent.* の記事（前一世紀ではあるが）を支える通念と相矛盾していないいか、という疑問が生ずる。それに対しても、①自由小作人であるという限りにおいての自由は、否定すべくもないが、②Seneca のこの文章の狙いは、あくまでも弁論術・修辞学上の問題であったということ、つまり colonus と libertus の差より大 Cato と演説者の差の方が大である、というにあり、③ただその底に、colonus を libertus に較べれば、社会的に上である、とみる思いが流れていたにすぎない。実は、論者が「まだある程度、名譽ある存在」と言うのも、コロナートゥス制下の colonus の隸属性に目をすえ、そこから一世紀の史料を眺めたからに他ならない。<sup>(86)</sup> いかなる徒輩が colonus になったか、系譜的に考えてみても、社会的に、すでに前一世紀の colonus が劣格的な位置にあったことは明らかである。<sup>(87)</sup>

かくして、一般に、本来的に小作人としての colonus の劣格的な立場が明らかであると共に、一面では、このケースの場合、Sassia が利用できる、いや彼女に隸属していた colonus ということも略明らかになった。colonus だから boni viri ではない、なるほどそれはそうであるが、それだけでなく、それをふまえて、やはり amici, hospites とは異なる、一線を画する——当該人物との関係においては相応するが——隸属性が衝かれたのである。

## 三

## I

次に、私闘、即ち共和政末期イタリア各地に広くみられた土地をめぐる暴力行為、とりわけ隣人との土地の境界争い、隣人による土地兼併の問題が背景となっている史料、従って *interdictum de vi armata* (*interdictum de vi hominibus coactis armatisve*)<sup>(88)</sup> にも関連する法廷

Cato を引き合いに出す。大 Cato は自分の colonus の娘を娶ったではないか、と。それに対する弁解は彼女は自由の生まれだ、と。でも答え～問題は、それは他ならぬ大 Cato のだ、というところにあった。つまり、libertus (解放奴隸) と colonus (小作人) との差より、大 Cato とこの演説者との差の方が大なのである、と。その意味は、大 Cato のような立派な人でも colonus を自分の舅として持てたのとするなら、それほどでない人間としては、解放奴隸を婿として持つてもおかしくない、というにある (Teubner テクストの読みに従う)。Seneca, *Controversiae* については Winterbottom の Loeb. Cl. Lib. Introd. 1974. が最も新しい。L. Annaeus Seneca (55BC ?~40AD ?) のこの著書の当該箇所には、大 Cato が登場するが、colonus に関して、それが大 Cato 時代の捉え方か、大 Seneca の時代の通念かといえば、後者であり、しかも、弁論術の著書という点を考えれば、現実性は薄いと言わざるえない。

(86) Günther, R.: *Kolonen und Sklaven in der Schrift de re rustica Columella's*, Beiträge zur Alten Geschichte und deren Nachleben. Festschrift für Franz Altheim. I. Berlin. 1969. 510, 32. cf. Brockmeyer, N.: *Historia*. 20. 1971. 732, 9.

(87) 村川堅太郎「羅馬大土地所有制」70f.

(88) Sall. BJ. 41, 8. Cic. Sull. 71. Mil. 74. cf. 26. 50. Cael. 23. Brunt, P. A.: *Italian Manpower 225B.C.-A.D. 14*. Oxford. 1971. 551ff.

(89) 注(27), 注(30)をみよ。それに加えて、簡単には Mette, H. J.: *Das römische Zivilrecht zu Beginn des Jahres 46 vor Christus*. Heidelberg. 1974. 34ff. Brunt. op. cit. 553ff.

弁論、つまり損害訴訟に関する法廷弁論 pro Tullio 及び前述の pro Caecina に登場する familia その他の隸属者の問題を検討し、colonus の存在を浮びあがらせてみよう。

pro Tull. について、当面の問題と関連する限りでの梗概を記せば、次の通りである。<sup>(90)</sup>

これは、M. Tullius のための法廷弁論で、二つの断片の形で現存（しかも第一審理の部分はなく、第二審理に関するもの）。演説の行われた年は71年と考えられる。<sup>(91)</sup> スパルタクスの乱直後の南伊の不穏な状勢を示すといえよう。<sup>(92)</sup>

M. Tullius (RE. no. 12) は、南伊の Thurii の地に相続財産=土地を所有 (§14. Broggini. introd. 374<sup>(93)</sup>)。隣りに大所領があったが、そこは大部分耕作もされず、家屋敷も焼けてしまっていた——Spartacus の乱のため——。それは、これまで元老院議員 C. Claudius のものであったが、今は P. Fabius (RE. no. 28) が、Cn. Acerronius (RE. no. 1) と共に入手。Fabius は小アジアでの戦争で富裕となり、土地にその金を投資しようと思っていたのである (§15. 19)。ところが、自分の購入した土地に幻滅し、Tullius のものだった (Cicero の主張) 土地 (いわゆる centuria Populiana §16. §19. ~Fabius と Tullius の間の土地とは Mette, Gymn. 19) を要求した。そのため Tullius が抗議、買い手への fundus Populianus 引渡しを妨げるよう procurator, vilicus にことを委ねた。そこで、Fabius の手のものがこの土地に侵入したが、力づくで追いかえされた (§17)<sup>(94)</sup>。

その後、Fabius は、新たに人を集めて、武装させ (§18)，あたりを荒しまわらせた (§19)。

問題の土地に関して、Tullius は訴訟提起の前提たるべき「どちらかが土地から追払われる形」のうち「自分が Fabius を追払う形」をとることにして、ローマに法的決裁を持ち出す (§

(90) 古くは De la Ville de Mirmont, H.: Cicéron, Discours Tome II. pour M. Tullius (Budé éd.) Paris. 1921 (1960<sup>3</sup>) の Notice. 新しくは Broggini. Tullio. introd. 専論としては Ebert, U.: Die Geschichte des Edikts de hominibus armatis coactisve. Heidelberg. 1968. 研究史は、9ff. とくに23ff. その他に Mette. Gymn. 1965. 19ff. Gelzer. Cicero. 33ff. Nicosia. Deiectio. passim. 邦文での梗概は柴田「トゥッリウス」

(91) Gelzer. Cicero. 33, 43. Nicosia. Deiectio. 144ff. 146, 33. Broggini. Tull. introd. 368. 370. は 72 又は 71 年とみる。

(92) Annequin. esclaves-violence. 215f. Catilina. 197. Ebert. op. cit. 10ff. Gelzer. Cicero. 34.

(93) 彼を大土地所有者とみなすのは Brunt. op. cit. 555. 大土地所有者でなければ、Cicero も弁護しなかったはずだから、とする。

(94) §17. Mittit ad procuratorem litteras et ad vilicum Tullicum...以下10行欠...facturum negavit; illis absentibus fines Acerronio demonstravit neque tamen hanc centuriam Populianam vacuam tradidit. Acerronius, quo modo potuit, se de tota re ex(cusavit)...以下11行欠...[ex discri]mine eius modi semustilatus effugit. (補遺については Budé éd. をみよ) 解釈は Broggini. Tull. introd. 374. cf. 410f.

(95) deductio と vadimonium は、古くは De Caqueray. op. cit. 294ff. cf. 100. uti possidetis のための deductio quae moribus fit (20) とみるのは、Broggini. Tull. introd. 375. 443, 15.

20)。

ところが、その翌晩、もう夜明け方、Fabius の武装した servi (§21. 但し§24では familia, §25では homines とある) が沢山、centuria Pop. に侵入し、特にそこにあった家屋敷に乱入、Tullius の高価な servi (§21. 但し§25では homines, cf. §34. §38.) を殺害した。——もっともこれが、Fabius の陳述では逆となっている (§54f.)。

そこで、今は Tullius に次のような告訴を行なうことが認められた。それは、76年に praetor の M. Terentius Lucullus が、内乱以降増大したこと、即ち武装した familia による暴力行為のため、古い lex Aquilia de damno iniuria dato (不法損害に関するアキリウス法 ca. 286. Bruns. Fontes. I. 45-6) を強化して、その告示の中に取入れた告訴の方式であった (いわゆる 方式書訴訟。<sup>(96)</sup>)

それによれば、被告発者は判決に当り、損害額の四倍を支払わねばならなかった (§7)。recuperatores (審理員) が任命され、処置の促進を図る。Cicero の申立てによれば、Fabius の弁護人 Quinctius は familia の行為 (暴力行為) 自体に異論を唱えているのではない (§24-28) ——そのために Fabius に責任があるのであるが——、特示命令 (interdictum) の中にある dolus malus 「悪意」 (§29) をふまえて、方式書の中の dolus malus (§7) に対して異論を唱えている (§31-36)。更に彼は求めた。Tullius の homines が本当に iniuria 「違法にも」 殺されたのかどうか、調べてみなければならない、と (§38-50)。(因みに、他人の familia の攻撃に対して、自己防衛のためにこれを殺し、また傷つけても、lex Aquilia の適用を受けなかつた) 実は、攻撃したのは、Tullius の familia なのである、というのであった (§54f.)。

すでに praetor の前で適用したが、効果空しかった戦術、それをとりつけようとしたと思われる (これは第二審理)。つまり recuperatores (審理員) を混乱させようとしたのであろう。断片の形なので不明ではあるが、この弁論を公刊したこと自体、Cicero の弁論が Quinctius に侵ったことを示しているといってよからう。

この民事訴訟弁論 = 損害訴訟についての弁論は、①悪意、②違法性、③正当防衛についてレト

(96) Ebert. op. cit. (注(90)の著) は edictum-Lucullus を再構成しようとするもの。Lenel. op. cit. 394f. Watson, A.: The Law of Obligations in the Later Roman Republic. Oxford. 1965. 256f. なお、この審理によって使用されたと推定される方式書は Broggini, Tull. introd. 378 が再構成している。因みに方式書訴訟の手続きは柴田「トゥッリーウス」180ff. cf. Kelly, J. M.: Roman Litigation. Oxford. 1966. 163f. Brunt. op. cit. 554f.

(97) Nicosia. Deiectio. 98ff. Mette. Gymn. 20. Broggini. Tull. introd. 332ff. 387f. cf. 443, 16 Ebert. op. cit. 51ff. Gelzer. Cicero. 34.

(98) Broggini. Tull. introd. 383f. 387f. 因みに lex Aquilia では「違法に」が「悪意」を意味する。なお dolus malus と iniuria の問題は雄篇・吉野悟「ローマ所有権法史論」有斐閣 東京 1972. 121ff. にくわしい。

(99) Gelzer. Cicero. 35. Broggini. Tull. introd. 397.

リックの技術を駆使したものであり、方式書訴訟とはいえ、*interdictum de vi armata* の問題も前面に出てくるが、当面の問題となるのは、土地の境界を法で護るよりは武器の力で拡大したいと思っている人(§14)の存在を基礎にすえて、衝突した *Fabius* の *familia*(又は *homines*)と *Tullius* のそれとが一体いかなる性格のものであったかということである。その場合、*interdictum de vi armata* とはいかなるものかという点をもふまえて、そこで対象となるべき人物、とりわけ特示命令または方式書の内容としての *familia* の問題も絡んでくる。実は、これまでこの点を突込んで検討したものは全く見当らない。<sup>(100)</sup>

しかも、Cicero の *pro Caecina* にも同じ問題が含まれているのである。相続を軸とした *Caec.* の梗概はすでに述べた(本小論の二の I)が、ここで問題となるのは次の点である。

実は、*Caecina* が慣行に従って連れ出されるべき手はずであった問題の土地を、彼が友人とともに訪れようとしたとき、相手方の *Sex. Aebutius* が *homines armati* (*liberi* と *servi* から成る)を集めて、*Caecina* がこの土地にはいるのを阻止した、というのである(§20)。このとき *Aebutius* の友人も *armati* を集めている(§24-27)。そこで、*interdictum de vi armata* をめぐっての *Aebutius* と *Caecina* の対立、Cicero の巧妙な弁論の展開したことは、すでに述べた通りである。ここでも、*Aebutius* の集め、武装させた人の性格・範囲、それに対応する *Caecina* 側の人たちの性格、この問題に関する特示命令に記された人間(特に *familia*)の範囲にかかわる問題がでてくる。

このように、*pro Tullio*, *pro Caecina* を素材として検討されるべき問題は略同じである。そして、その中で *colonus* は一体どのように位置づけられるかという点が問われる所以である。実は、これが全く新しい設問といるべきなのである。

因みに、*Tull. Caec.*において、武器・武装とはどういうもの、どういうことを指すかという点は、*Caec.* §60f. にくわしい。<sup>(102)</sup> レトリックの底から読みとれるのは、棒切れ程度のものは形式的には武器とは看做されないということ、だがそれをふまえた上でも、武装状態も合目的的に解されねばならないという主張であろう。たしかに武装を厳密に解すると、*armati* も、ことに応じた臨時的なものではなく、常備的・組織的な性格のものであるかにみえ、この点をおし進めてゆくと、*Annequin* の指摘するように、*dominus* から離れた独立的な性格のもの→半職業的な存在(南伊・Etruria を流れ歩く奴隸～武器を持つ奴隸～主人との関係の薄い存在となる。<sup>(103)</sup>

(100) Ebert が法学者としてはかなり柔軟な姿勢を示し、*Annequin. esclaves-violence*(注(7)をみよ)が全く異なる視角から検討した以外には全く見当らない。

(101) 本稿 p.8 以下をみよ。

(102) *scuta, tela,* に対する *glebae, saxa, fustes. Annequin. esclaves-violence.* 228, 2. Mette. Gymn. 26. Da Nóbrega. RIDA. 1960. 511. Dig. 59, 16, 41(Gai.). Instit. IV. 155. Dig. 43, 16, 3, 2-5(Ulp).

(103) 棒切れでも問題であるとして、文言と意思の事例に挙げられる(§ 60～64)。

伊・Etruria を放浪するという点をおさえてゆけば、自由人にも突当る) という色合いが濃くなるが、一方、それは、武装させる側の力の強さを示しているとみることもできよう。<sup>(105)</sup> というのは dominus が選び、集め、武装させた人物 (Tull. §18), あるいは農場・牧草地でも familia に武器を、いや農業・牧畜以上に彼らに武器を (Tull. §§8, §18, Caec. §59) という表現を想起するからである。武装をどう解するかは、レトリックの上のことであり、その底に現実に武装させる地主の力を読みとるわけである。

## II

## A.

pro Tullio には familia, servus (servi), homo (homines), homines armati, homines electi という語句が、注記の通りあらわれるが、colonus (-ni) はどこにも見当らない。<sup>(106)</sup>

pro Tullio では、問題となるべき夫々の表現を必ずしも限定して使用しているとはいえない。従って、それらを整理することは到底不可能である。

[α] だがしかし、①§1-6 序論 ②§7-13 命題 ③§14-23 陳述(事実の指摘) ④§24-56 反駁、から成るこの法廷弁論において、表現だけを追ってゆくと、次のことが指摘される。

(イ) ①→④といふ弁論の展開に当っても、familia その他の表現の統一はない。しかも、その変化も追えない。たとえば、同一対象が servi から familia, homines へというような表現の一貫した変化も。勿論、Tullius の familia は一例のみであり (§54), familia は一例を除いて

(104) ① Etruria の荒廃は、拙稿「カエサル内乱誌」23f. Brunt. op. cit. 350ff. ② 南伊及び各地での violence は Brunt. op. cit. 551ff. Annequin. Catilina. 197. esclaves-violence. 215f.

(105) 武装した遊民、その遊民に対抗すべきものとして自らの土地・牧場を武装者で護ることも指摘される。

Cic. Cluent. 161 (Brunt. op. cit. 551, 8.) また Etruria で villa が castellum となっていたことは Cic. Caec. 20. Licin. 34F. cf. Poseid (Jacoby. n. 87) F. 108(d). Varr. r. r. II, 10, 3.

(106) esclaves としてこれらの表現を抽出する Annequin. esclaves-violence 217は、筆者との問題意識・考察視角の差があるばかりか、整理自体も不充分である。

## I familia (勿論峻別はできないが)

## イ. 具体的な行為者として(幅広くとる)

- (a) Fabius の f. 1.(7)～(方式書). 24. 31(イ)～(方式書). 31(ロ). 48.
- (b) Tull の f. 54 (唯一例)

## ロ. 議論構成の中で

- (c) 一般的に 8 (イ, ロ). 9. 10 (イ, ロ). 12～(方式書と関連). 27 (6回)～(方式書との関連). 28 (4回). 32 (例証として、弁論の相手方の f.). 35 (3回)～(方式書との関連). 39～(方?). 41～(方式書との関連). 53 (例証として、弁論の相手方の f.). 54 (上記 b)
- (d) 方式書または interdictum に 7 (上記, a). 29. 31 (イ, 上記 a). 44 (イ, ロ).

その中で homines armati と対立(又は関連)する表現としては、27 (6回). 31 (イ, ロ). 39. cf. 10 (イ, ロ). 28(4回).

## II homo-homines

- (a) 一般的(又は特定の人) 4. 8 (familia). 17. 19(イ). 24(イ). 27(イ. 奴隸・自由人を含む). 34



( $\alpha$ ) 文脈上は、論理的に、Fabius の集める人が、狭い意味での Fabius の familia に限られないという具合に考えられること、つまり他の人の familia も集められ、武装させられたことである。<sup>(109)</sup>

( $\beta$ ) 表現の点からは上のように言えるが、現実には、それ以上に大事な点として、次のことが指摘される。

( $\gamma$ ) ( $\alpha$ )を現実論に移し、familia は familia として、「familia が〔直接手を下したのではなく、他に〕、武装し、若くは徴募された者たちによって暴力行為を行なう」というケースが問題となること自体 (§27. 28. 39)、悪意論・違法論という法的なことはともかく、明らかに( $\gamma$ )を含みにいれて、自由人が armati の中に含まれえたということは、論理的には当然といえよう。<sup>(110)</sup>

( $\delta$ ) 更に別の角度からの現実問題としては、Fabius が選び、集め、武装させて、その傘下にいれた人物 (homines, armati. §18. 19) の範囲は、当時のイタリア、とりわけ南伊の社会状勢を考え、更に表現形式としてのこの [ $\alpha$ ] の( $\gamma$ )を想起し、上の( $\gamma$ )を論理的バックとして考えると、自由人をも含めた広いものとみなされなければならない。その点に関連して、Ebert が、pro Tullio で問題となるべき familia に——とりわけ Lucullus の告示の生まれる前提としての武装者・familia (§8. 10. 12) に——自由人をもいれているのは、かなり首肯できる点を含む（まだ familia の中なる自由人というはっきりした結論は下せないが）。

( $\epsilon$ ) このように考えると colonus を、すぐそのまま familia の中に含ませるかどうかはともかく、colonus も、武装させられるべき者(あるいは武装させられた者)の中にはいってくる余地のあったことが、想定されて然るべきであろう。勿論、pro Tullio には colonus(-ni)はその片鱗もみせてはいない。たしかに Brunt のように、Tullius 自身大土地所有者であったとみても、この地方の特殊性を考えれば、彼の土地の中で牧場のウエートも無視できないかと思われるし、colonus の問題は、次の pro Caecina を検討することによって今すこしありと/or してくるであろう。

## B.

次に pro Caecina (序論 (§1-10), 陳述 (§10-22), 論証と反駁 (§23-102)) に登場する fa-

の人つまり servi や liberi を徴募したり、傭ったりしたとすれば、この方式書そのものも、praetor の厳格さも全く無に帰してしまうであろう（柴田訳による）」として familia 自身が関与しなくても、張本人たる彼らは方式書に拘束される、と主張している。Ebert. op. cit. 51ff. 70.

(109) 注(108)では、他の奴隸、他の自由人が暴力行為の実行部分を担当するケース、を例として挙げるわけであるが、その底には当該奴隸所有者 (Fabius を含みにいれる) が、そういうた徒輩をも使うことが暗示されているとみることができよう。§18 の homines も、そこまで考へることがゆるされようか。つまり必ずしも自分の familia とは限らない層とも→チ)。

(110) 悪意論・違法論は注(97)、注(98)をみよ。Ebert. op. cit. 49ff. 70.

(111) Ebert. op. cit. 10ff. 48f. 70f.

(112) Ebert. op. cit. 68ff. この点、Broggini が familia に domestici という訳語をあてるのは慎重である (Tull. introd. 441, 1.)。

milia, servus (vi), homo (homines) を整理すれば、一体どうなるか。なお、colonus は当小稿の（二）で検討した他にも、一箇所にあらわれること（§57）をまず指摘しておこう。

〔α〕 表現形式としては、どういうことが分るか。

(1) §19の familia は別として、§55まで familia は全く現われない（§19は相続財産の意か）。§55以下に現われても、一例を除きすべて、特示命令の中の定型の文言・語句か、またはその解釈においてである。つまり具体的に Aebutius や Caecina に関連しては（陳述 §10-22のことでは！）familia は全く使用されていない。

(2) 具体的には、Aebutius の数多くの armati 又は homines armati (§20. 21. 22. 26. 30. 46. 47. 76. cf. hom. coact. §48)，それに対する Caecina の armati (§20)，乃至は数少ない advocati (§26) ということになる。

(3) しかし、それにも拘らず、特示命令中の規定として存する表現は、tu, familia, procurator であり、その点明らかに Aebutius 及びその familia, その procurator 対 Caecina 及びその familia, その procurator が問題となることは、“vi hominibus coactis armatisve，”に焦点が合わされる限り、間違いないといってよからう（特示命令中の familia が、一般に自由人（特に家族成員）を含むものであったかにみえる例があつても、それは、帝政期の史料である故、ここでは、それをそのままとりあげることはしない。後述～注131. 132）。

(113)

### I familia

- (a) 遺産 19.
- (b) 特示命令中に 55(イ).
- (c) 特示命令中の familia の解釈、説明として（但し③の87は特殊）
  - ① 55(ロハニホヘトチ). 56. 58(イ, ロ).
  - ② mercennarii, omnes alieni 58(ハ). (63).
  - ③ 63. 87.

### II servus-servi, servulus etc.

- (a) homines 構成者 (liberi と共に) 20.
- (b) 特定の s. 22. 25.
- (c) 武装 24. 30 (servi armati).
- (d) 一般に、familia との関連が深い 55(イ, ロ, ハ). 56(イ, ロ). 57. 58(イ, ロ, ハ). 63. なお(d)の中、特に内容的に〔他人の奴隸〕・日傭取りとも絡むのは 58. 63.
- (e) その他. 27. 52. 96.

### III homo-homines, homines armati (coacti)

- (a) hom. とのみ 1(一般、以下△印で). 18(△). 19(△). 22(C). 23(口). 24(ロ, △). 25(△). 29. 30(△). 32. 33. 40. 41(イ, ロ). 42. 44. 47(イ, ハ). 52. 53. 54. 55(f). 56(イ, ロ). 59(イ, ロ). 62(イ, ロ, ハ). 64. 66. 67. 68. 69. 70(イ, ロ). 72. 83. 89(イ, ロ). 92. 94(C), 97(イ, ロ). 100. 102(C). 103(C). 104(イ, ロ-C, ハ, ニ, ホ). C は C aecina.
- (b) arma と結びつく。hom. arm.
- (c) 現実に 4. 9. 21(Aeb). 25. 31. 32(coac). 33(ロ, conv). 35(coac). 36(coac). 38(イ, ロ). 39. 60. 62(イ,

(=) しかも pro Tull. とは異なり、ここでははっきりと *familia* の定義づけが行われる。その際、注目すべき点は、他人の奴隸や日傭取りも *familia* のうちに含まれていることであろう。<sup>(115)</sup>あるいは、解釈の仕方によれば、*amici* まではいっているかのようにとれる (§56)<sup>(116)</sup> が、これは Cicero の用語法自体が幅広いと言うべきか、共和政末期の通念と言うべきであろうか。あるいは修辞上の言葉の綾にすぎないものか、検討を要する。

(b) また以下の二つの間には法の理念上差はない、として、「君の *procurator* が私を追払ったのと、君の *colonus* 又は *vicinus* 又は *cliens* 又は *libertus*、あるいは君の指図、若くは君の名で、あの暴力及び追払いを行なった者の場合とである」(§57)<sup>(117)</sup> という場合、これら徒輩をそのまま広く *familia* のうちに含めていたとは記されていないにしても、この語句のすこし前に「自由人のうちのあるものが *procurator* と呼ばれるとする」とあることや、§55-58における *familia* の規定がまことに幅広いことを想起すると、表現の上ではともかく、現実としては広く *familia* のうちに含めることも可能である。なによりも上記の表現の底にあるものとして、社会的には、地主の力、逆にこれらの連中の地主に対する隸属性は明らかである、とはいえよう。

(β) 次に現実問題として、次のように言うことがゆるされよう。

(b) *homines* (あるいは *familia*) を集めるのは、耕し、放牧させるためだけではない (§59)。単なる暴力か、武装かの問題はともかく (§31. 59)——それは Tull. の叙述 (§8) とも対応するが——、勿論、土地に関して攻撃・防禦両面での力の行使のためである。<sup>(118)</sup>

□). 63. 75(イ, ロ-Aeb). 80. 87. 89(イ, ロ), 91(coac). 92(coac). 104(ト, チ)

◎ 特示命令. 23(イ), 91(イ, ロ).

(c) *arma* と関連あり. 2(Aeb). 20. 23(ハ, ~Aeb). 24(イ~Aeb). 33(ハ). (41). 46(Aeb). 47(ロ). (59). 60.(66).

(d) *coact.* と共に 4. 23. (24). 32. 33. 35. 36. (41). 48(Aeb). 59(ハ, ニ). 59(ヘ). 63(イ, ロ). (66). 91. 92  
(逆の意)(104) 上とのダブリ合む。59(イ)は特示命令

(e) *convocati*. 2. 24. 33(イ, ロ). 59(ホ).

(f) *liberi, servi* を含む存在として. 20(上(c)と同じ).

#### IV armati

20(Aeb). 21(Aeb). 22(イ, ロ~Aeb). 23. 24. 26(Aeb). 27(イ, ロ). 30(イ~Aeb. ロ~servi). 36. 44. 45  
(イ, ロ, ハ). 46(Aeb). 47. 49(Aeb). 60(イ, ロ, ハ, ニ). (61). 62. 63(イ, ロ, ハ). 64(イ, ロ, ハ). 76(Aeb.).  
(83). 85. 93.

(114) Annequin. esclaves-violence. 226 もこの点は気が付く。

(115) §58...si tuus servus nullus fuerit, et omnes alieni ac mercennarii, tamen ei ipsi tuae  
familiae genere et nomine continebuntur. (大意「……もし君の奴隸が全くおらず、すべてが他人の  
奴隸及び mercennarii であって、それを行なった場合でも、彼ら自身は、やはり、君の *familia* とい  
う種類・名前の中に包含されるであろう」) cf. §63. なお De Robertis, F.M.: Lavoro e Lavoratori  
nel Mondo Romano. Bari. 1963. 101ff. は、特に *mercennarius* に照明を当てる。しかし Nörr, D.:  
Zur sozialen und rechtlichen Bewertung der freien Arbeit in Rom. ZSS. 82. 1965. 67ff. は、  
De Robertis を批判し、*mercennarius* 即ち自由労働者が *familia* と共に働くことがあっても, *familia*

(ト) hom. arm. (例えば§23. §24) に関しては, Aebutius が集め, 武装させたのは, 自由人・奴隸を問わないし (§20. cf. §46. 56. 58), 友人も serv. arm. を連れてやってきている (§24. 27. cf. §26. 30)<sup>(120)</sup>~家の子, 又は奴隸~。

(チ) とすると, 武装者には pro Tull. よりもはっきりと自由人の姿がみられる。ではその自由人のなかに colonus を考えてみる余地はないであろうか (§57.との関連…<sup>(121)</sup>注. 118.)

### C.

pro Tullio, pro Caecina 双方をふまえて検討すると, 略次のように言うことがゆるされよう。

各種の表現そのものを追ってゆくと,

(イ) 普通, 武装に関連をもつ homines の場合, servi (奴隸) と同じ意味で使用されることもあるし, 明らかに奴隸プラス自由人の場合もあるし (Tull. §25-27), 理論的にも現実的にも奴隸・自由人を問わない (Caec. §20. af. §35)。従って interdictum de vi hom. coactis armatisive の場合も, 形式上は, hom. 云々においては, 対象となるのは奴隸とは限らない。

(ロ) 次いで, interdictum 中にあらわれる familia に関しては, 様々の解釈があるが, 勿論, 一般には奴隸(集団)を指すとはいえる, 自由人をも含めていた(せまくみても家の子)と考えられる場合もあり (Caec. §58), Lucullus の edictum 中の familia も, 自由人・他者の奴隸をも含んだ層に適用されたとみられる。<sup>(122)</sup>

では, 現実面ではどのようにいえるか。両弁護演説に, familia 又は homines が農業・牧畜に従事されるだけでなく, ともあれ, 武装させられる存在であることが, 示されているが, この

---

に属することはテクニカル・ターム的にありえないとする(90)。そこで, なによりも mercennarius は主人との恒常的な関係でないから familia に属するとはいえないとして, De Robertis 説を斥ける。だが Caec. §58 をふまえて考える限り, 広く, つまり法的にではなく社会的に familia の中に含めることも可能である。なお, Cicero の mercennarius が果して自由人であるのか, それとも奴隸であるのか, 分けにくいとは, 尚に Heitland. Agricola. 193 の指摘するところ。自由人が奴隸かについての議論は Kaufmann, H.: Die altrömische Miete. Köln/Graz. 1964. 145ff. にくわしく, Kaufmann は自由人説に傾いている。

(116) §56...sive me tu deieceris sive tuorum quispiam sive servorum sive amicorum, ut servos non numero distinguant sed appellant uno familiae nomine; (大意「君が私を追払ったのか, 君自身の手のもの, 君の奴隸, 若しくは君の友人のだれかが私を追払ったのか, それはともかく, 彼らが奴隸を数で区別せず, 一まとめにして familia という名で呼ぶことを」) Nicosia. Deiectio. 105, 42.

(117) Costa. op. cit. 48ff. Broggini. Tull. introd. 441, 1.

(118) §57 non alia ratio iuris in hoc genere dumtaxat, utrum me tuus procurator deiecerit, ..., an tuus colonus aut vicinus aut cliens aut libertus aut quivis qui illam vim deiectionemque tuo rogatu aut tuo nomine fecerit. Nicosia. Deiectio. 104f.

(119) 注(104)の②, 注(105)をみよ。更に Lintott. op. cit. 22ff.

(120) Annequin. esclaves-violence 227 にも指摘がある。Brunt. op. cit. 552, 2.

(121) Nicosia. Deiectio. passim. 特に87ff. 93ff. cf. Voci. op. cit. 31, 74.

点を大前提として、次のように言うことができよう。

(イ) 両法廷弁論に登場する人物 (Aebutius~Caecina, Fabius~Tullius その他) によって、実際にこのように武装させられた徒輩は, *armati, familia, homines* 等々、様々の表現で呼ばれるが、その主体は自己の奴隸であるにしても、他者の奴隸をも含み、更には家のもの～自由人がこれにはいっていてもおかしくなかった。というよりも、当時の不穏な社会状勢をふまえて、とくに Tull. §27. Caec. §20 両箇所を虚心に読めば、そのような人たちをも含んでいた可能性はすこぶる大である。いや含まざるをえなかつたとみなければならぬのではなかろうか。

(ロ) そして A. B. の最後 (p. 27, p. 30) において, *colonus* も武装者の中にいれて考えられる余地のあることを想定した。この点を突込んで考えてみる前に、一步退いて, *familia* のうちに自由人を含めることが本当に可能かどうか、検討し直してみたい。

### 三

*familia* がたとい語源的にどうであったにせよ、<sup>(123)</sup> 遺産=相続財産としての *familia* はともかく、たしかに、それは、広く「一人の人物の *potestas* の下に従う多数の人物」と言うべきであり、Cicero も決して厳密な概念規定はしていない。彼においては、奴隸から結社・門徒といったものにまで拡がる概念であったことは、夙に Costa の指摘した通りである。<sup>(124)</sup>

Cicero における *familia* (TLL. VI. 234-246. Hey) の問題を整理するには、僅に数箇の論文を必要とするが、ここでは、Cicero の全作品にあらわれる *familia* の中から、自由人をも包摂して考えねばならない *familia* が、一体どれだけ指摘されるか——またその点を補強するために

(122) Ebert. op. cit. 79.

(123) Walde, A.-Hofmann, J. B.: Lateinisches Etymologisches Wörterbuch. I. Heidelberg. 1938. 452f. Ernout, A.-Meillet, A.: Dictionnaire Étymologique de la Langue Latine. Histoire des Mots. Paris. 1974<sup>4</sup>. 215. Diósdi, G.: Ownership in Ancient and Preclassical Roman Law. Budapest. 1970. 19ff. の簡明な学説史的展望をみよ。

(124) Costa. op. cit. 48ff. Broggini. Tull. introd. 441, 1. cf. De Caqueray. op. cit. 56f.

(125) たとい Thesaurus Linguae Latinae. VI. Leipzig. 1912/1926. 234ff. における整理があつても、ここでは、Cicero にあらわれる *familia* を網羅的に抽出し、列記することは、あえて行わない。さしあたりは、Hey による *familia* の分類、整理のみを示すにとどめたい。

(a) 財産

(b) 奴隸群または隸属者

① 奴隸群 (このなかから『家の子』的な存在、いや Hey がこのなかにいれているもののなかから『非奴隸的な存在』を抽出しなければならない)

② 剣闘士グループ

③ publicani

④ 神官職か？

(c) *patria potestas* 下のすべて ((b)の①との区別が伸々むつかしい)

(d) *agnati, cognati* あるいは *pars gentis, gens*.

(e) 哲学者の流派 etc.

Cicero 以外にも二、三手をのばして——、その点だけにしづって考えてみよう。

(イ) 上の二つの法廷弁論以外の Cicero の演説の中にも、familia のうちに自由人をいれて考  
えているかにみられるケースが、一、二見当る (pat. pot. 下のすべて、あるいは当然のことながら agnati, cognati としてのfamilia があるが、それらを除いても)。<sup>(126)</sup>

(ロ) Cic. Cluent. §43にみえる Larinum の町の Martiales, 即ち familia Martis は、Oppianicus の主張するところでは、すべて liberi で、cives Romani である、とされている (神官あるいは神殿奴隸、その他様々の解釈があり、再検討を必要とする)。<sup>(127)</sup>

(ハ) Manil. §16. Brut. §85. にでてくる familia publicanorum の familia は、自由人とみ  
ることができる。<sup>(128)</sup>

次の諸例は、必ずしも Cicero の演説を根拠とするものではないが、主題に関しての手がかり  
は与えてくれるであろう。

(ニ) Cato の農業論の中に、神事～宗教的な儀式のときにとなえる文句に、domus とともに  
familia という言葉があらわれるが、これは明らかに、奴隸ではなく、自由人をも含めた『家の  
子』と解さねばならない (なお domus familiaque は Cato 以外にもある!)。<sup>(129)</sup>

(ホ) Cic. Caec. §58. §63. を軸に familia の中に自由労働者 (主に mercennarius) をいれて  
考える捉え方 (De Robertis) は、Nörr の批判を受けてはいるが、捨てきれない点を含んでい  
る。<sup>(130)</sup>

(ヘ) Digesta に採用された Ulpianus の学説 (=法文) を以て共和政末期を推すのは危険で  
あるが、Dig. (Ulp.) によれば、edict. de hominibus armatis では明らかに familia 構成員  
の中に自由人も含めている。これは、共和政末期の Lucullus の edictum あるいは pro Tull.,  
pro Caec. に登場する interdictum に関しての Cicero の幅広い familia 概念と連なるもので  
はなかろうか。決して古典期の法学者によってはじめて樹立された捉え方ではあるまい (連続、

(126) Cic. Phil. 12, 23. 但し Pis. 48. 84. は財産か。Cluent. 161 は De Caqueray は奴隸群 (321). Loeb.  
Cl. L. は slaves. Budé éd. は gens (この訳語は慎重且つ意味深い)。因みに pat. pot. 下には Vat. 23.  
Deiot. 30. 家族成員または縁者としては de orat. 2, 242. Verr. I. 23. Her. II, 33. IV, 64.

(127) Haywood. AJPh. 1933. 145f. は農奴? Boyancé. Cicéron, Discours Tome VIII. pour Cluentius.  
Paris. 1953. (Büde éd.) 11, 2. …自由人と奴隸の間。

(128) Ebert. op. cit. 76f. cf. D. 39, 4, 1, 5.

(129) Cato. agri. cult. 132, 1. 134, 2. 139. 141, 2. 3. Cic. Her. IV, 51. Cat. 139 はすこし異なる ~liberi も。  
Voci. op. cit. 30ff.

(130) 注(115)をみよ。勿論 merc. を奴隸でなく、自由人とみなした場合のことである。なお Martini, R.:  
《Mercennarius》 Contributo allo studio dei rapporti di Lavoro in diritto romano. Milano.  
1958. は間に合わなかったが、Kaufmann. op. cit. 145ff. をみよ。因みに Cicero における merc. は  
Sest. 82. 126. Flacc. 74. Font. 32. Cluent. 163.

(131) Edict. de hominibus armatis. D. 50, 16, 40, 2(Ulp.). cf. 47, 8, 2, 14(Ulp.). Ebert. op. cit. 78f.

あるいは発展を思う)。なお edict. de hom. arm. 以外の edict. 中にも, Digesta (Ulp.) では, 自由人 (むしろ奴隸に限定されない存在というべきであろう)を, familia 構成員のうちにいれて考えている例が指摘できる。<sup>(132)</sup>

以上 Cicero の幅広い familia という表現の使用例の中から, 自由人を包摂していたケースを指摘できた。だが, 果してそれがどれ程積極的な主張たりうるかは, 今後の課題といえよう。

pro Tullio, pro Caecina から推定できた点, 即ち, 再び繰り返すが, 表現形式, 現実面, いずれにおいても, 奴隸ならざる自由人, しかも土地所有者との関係の深い, いや隸属性の濃い自由人が, armati は勿論, familia といわれる者の中に存在したであろうということ, この点についてはすでに示唆したが, それに加えて, 更に今, その傍証として, Cicero における familia にあっては, 自由人も含まれていた可能性も充分にあることが明らかとなった。

では, それらをふまえて, こと colonus に関して一体どのようなことが言えるか。

これまで検討したところを整理すれば, ① Etruria などでは castellum (砦) 化した villa の存在がはっきりみられること (pro Caec. §20. 本稿注(25)(105)参照), ②武装者が牧人にとどまらないこと, この二点を大前提として, ③ pro Caec. §57 (cf. §63) を手がかりに一步進めて考えれば, 文脈上, あるいは論理的にも, 武装者・暴力者 (攻撃・防禦両面で), または familia のうちに, 自由人としての colonus も含まれていたとみることがゆるされよう。そういう行動を支えるものとして, ④「主人に積極的に利用されるべき存在としての colonus」という表現 (Cic. off. 3, 88), また⑤ Crassus の familia とみなされるべき colonus (Plut. Crass. 2) を想起する。<sup>(133)</sup> 更には(ヘ)一種のボディ・ガードや私兵の存在としての colonus も推定されている。<sup>(133A)</sup>

しかし, 現実にどれほど colonus(-ni)は armati たりえたであろうか。(ニ)で述べた Caesennia の colonus (後 Caecina の colonus と成る) は “vis,” には登場しない (訴訟自体にも) し, この点に, 尚問題が残るが, 小作地のあり方, Cicero の法廷弁論そのものへの colonus のあらわれ方, そういった点を考えると, armati としては, 現実にも, 史料にも, 仲々登場しなかったこと, 更に armati たりえても数量的にはき程問題とはならなかったのであろう。

しかし, ここでは量を云々するのではない。ただ論理的に, また現実にも, colonus (-ni) は familia あるいは armati に含まれうる存在ではなかったろうか, という推論の成立する場を示したにすぎない。従って, この小論の「はじめに」で示した大土地所有制の展開との関連など, まだまだ問うことはできない。

(132) Voci. op. cit. 31, 74. D. 21, 1, 25, 2 (Ulp. Ed. redhibitione). D. 43, 16, 1, 16-20 (Ulp. interd. de vi) cf. D. 50, 16, 195. Nörr. ZSS. 82. 1965. 91f.

(133) 抽稿「カエサル内乱誌」25。

(133A) Shatzman, op. cit 92 は, クリエンテス・小作人・奴隸から成る護衛 (又は兵士) の存在を説くが, 彼のあげる諸例, 15人のプロソポグラフィーは, 必ずしも「小作人から成る護衛 (又は兵士) の存在」を充分に証明するものとはいえない (283, 383, 665, 390, 720)。この問題は, すでに抽稿「カエサル内乱誌」

文字通り, *colonus* が *familia* のうちに含まれていることがはっきりするのは, 帝政期, 二~三世紀になってからであるが, その場合 *colonus*, *familia* の性格も変っており, 別の視角から検討しなければならない。今ここで, 共和政末期の *colonus* に関して一つの見通しを述べたが, やはり法的には自由人とされつつも, 隸属性の濃い存在として, 法制度史上の規定,とりわけ主人との関係における規定を正しく位置づけることなくしては, 厳密な意味では *familia* の中に包摂されると断ずることも, これまた不可能である。ここでは, ただ *familia* を普通そのまま奴隸と訳しているのに対して(「家の者」と訳す例もあるが), *familia* 概念, あるいはその表現が極めて幅広いものであるという事実をふまえて, Cicero をナイーヴな目で見直して, 社会的に, 一つの位置づけの可能なことを示したにすぎない。

## IV

共和政末期ローマの土地所有者は, *vicinus* まで自己の勢力圏内にあるもの, つまり様々な形で利用すべき存在とみなし, 且又事実利用していた。<sup>(134)</sup> しかし一方, 土地収奪を推し進めるに当って *vicinus* 即ち隣人, 隣りの土地所有者との対立・抗争も展開する。<sup>(135)</sup> 隣りの土地に限らない。他者の土地を武力によって収奪する, 武力によらずとも実力行使によって獲得する。そこに, 法的には *interdictum de vi hominibus coactis armatisve*, *interdictum de vi hominibus (non armatis)* の展開する場がひらけた。

その場合, 土地所有者は広く「人」を集めた。たとい, それらが *familia* と呼ばれようが, また別の呼称で呼ばれようが, 自衛, 更には逆に土地争奪に人がかり出され, 武器を持たされた。その中核をなしたのは, 明らかに奴隸及び解放奴隸であるが, それにとどまらず自由人で主人の土地と密接な関係をもつもの, 即ち自由小作人も含まれていた, とみなければなるまい。このようにして, 広い意味での *homines*, *familia* の一員としての小作人は, 主人によって土地争いに解放奴隸または奴隸と共に現場にかり出される存在であったと考えられる。

---

でふれた。

(134) Schtajerman, E. M.: *Die Krise der Sklavenhalterordnung im Westen des römischen Reiches*. Berlin. 1964 [übers. v. Seyfarth] 99. 340f. Günther. *Festschr. f. F. Altheim*. I. 1969. 510.

(135) Brockmeyer. *Historia*. 20. 1971. 732ff. は, その一つの試みといえよう。だが, 私はまだ文献史料と法史料とを充分に比較検討できないため, この問題は, 法史料に習熟の上, 別に稿を改めて考えてみたいと思う。ただ, ナイーヴに言って, ① *actio conducti*, *actio locati* の存在 (Lenel. op. cit. 299f. Kaser. RPR<sup>2</sup>. 563f. 569f.) から, 地主に対して訴訟の主体たり得るにも拘らず, ② 現実は, a. 占有訴権の拒否や b. 「売買は質貸借を破る」の原則が貫かれる, ということを想起せねばならない。だが b の不正確さ, その問題点は Kaser. RPR<sup>2</sup>. I. 567, 44 (D. 19, 2, 25, 1(Gai). C. 4, 65, 9(Alex). )cf. 390.

(136) Cat. agr. cul. 4. Varr. r. r. 1, 15, 1, 16, 4. Cic. Caec. 57. Phil. 7, 24. Dohr, H.: *Die italische Guts-höfe nach den Schriften Catos und Varros*. Diss. Köln. 1965. 27f. Brockmeyer, N.: *Arbeitsorganisation und ökonomisches Denken in der Gutswirtschaft des römischen Reiches*. Diss. Bochum. 1968. 79f.

(137) 注(88)をみよ。

ここから推定されるのは, dominus に対して完全に自立しているというよりも, かなり隸属性の濃い存在としての自由小作人である。隸属という一点にしほれば, 前節で検討した Caesennia (→Caecina) の colonus をあえて Etruria の特殊例とみなす必要はなくなる。広くイタリア全体に関して, colonus の隸属性は認められるのである。

ところが, 筆者は, 先に L. Domitius Ahenobarbus の coloni (小作人) に関して, 彼らが軍務に動員されたのは特殊ケースに他ならず, 従って土地の報酬が約束された上でのことであろう, と推定した。<sup>(138)</sup> 特殊ケースへ報酬の必要性は, Domitius の coloni が自主性の強い存在だったことを示す論拠になるにみえるが, そのように考えられるとすれば, この小論から導き出される結論とは全く異なるようと思われる。だが先稿での指摘は必ずしもそのように単純明快なものではなかった。特殊例として捉えた上での報酬の必要性の推定は, 小作人に『絶対的な隸属性』とは言い切れない面のあることを示したもの, という風に考えるべきであろう(自主性と隸属性両面を指摘したわけである)。したがって, この小編において, 土地争い, 私的闘争に登場させられうる小作人にも, なんらかの報酬が示されねばならなかっただろうか, という疑問には次のように答えることがゆるされよう。私闘はケースが別である, と。奴隸も, 解放奴隸も, 抵抗なくかり集めることができ, 武器を持たされているし, その点, 奴隸の従軍が論難されている Caesar 対元老院寡頭派の衝突・内乱の場合とは異なるのである。勿論, 戦争の本質, 軍団兵の性格がどのように変っていようと, 建前としては, そしてまた現実にも軍団兵が戦いの中核をなす戦争との差は明らかであった。従って colonus の場合, 私闘とりわけ土地にかかわりある争闘に関しては, その隸属性から当然の関与であり, 特殊例でない, ということができるとすれば, ここでは報酬の問題はストレートには起らないわけである。

ただ, 隸属といっても, いつでも, どのようにでも, 主人の意のままになりうる小作人という風には考えてならないということを Domitius の coloni の例から注意しておこう。自由人としての側面を忘れてはならないのである。

### 補

pro Tullio, pro Caecina 以外の法廷弁論には, familia, とりわけ vis, arma と関連する familia を示す例はないだろうか。

現存の Cicero の法廷弁論のなかにははいっていないが, Quintilianus の伝える pro L. Vareno <sup>(139)</sup> に, C. Varenus を殺害した Ancharius Rufus (Umbria の Fulginia 市民) の familia が登場する。だが, この事例は, 主題に対して積極的に答えるところは, 全くなにもない。

(138) 拙稿「カエサル内乱誌」27ff. 32ff. 38ff. Shatzman, op. cit. 92. 283, 168. 339. は一般化

(139) De la Ville de Mirmont, H.: Cicéron, Discours Tome II. pour M. Tullius. Paris. 1921. 6ff.

Annequin. esclaves-violence. 215. 元来が, L. Varenus に, C. Varenus と Salarius 殺害, Cn. Varenus 負傷の暴行事件の嫌疑がかったのに対するもの。

(140) Quint. I. O. IV, 1, 7, 74. VII, 2, 10. IX, 2, 56. cf. V, 13, 28. Prisc. VII. 70.

ただイタリアの一般的荒廃・不穏さを示す例、つまり pro Tull., pro Caec. の例が特殊例ではないという証拠とはすることはできる。

また pro Cluentio に、八年間（74年の審理から66年の審理までの間）に亘って集められたスキャンダルの数々が、決して Cluentius 弁護を妨げるものではないことを示す箇所がある。そこに、たとえば、Cluentius の familia が Samnium の人 Gn. Decidius に危害を加えた、という論難があるが、実はこの familia に関して、それをどのようにとるべきか、特に手がかりはない。<sup>(141)</sup> 強いていえば、この一連の数々の話題を展開するなかで、servi という表現をも使用していること（§. 163. 2回）が、familia を servi とは違った対象、もっと幅広いものとみなして用いている、という具合にもとれる証拠であるとみなすこともできるという程度であろう。

更に、この familia の登場する箇所に引継いで、Samnium の Cluentius の土地の vilicus が、Ancharius や Pacenus という人物の pastores（牧人）の武力侵入に対して “rem domini et privatam possessionem”<sup>(142)</sup> を守らねばならなかったことを力説する。この Cluentius の vilicus（vilici）と Ancharius, Pacenus の pastores の衝突・土地防衛には、当然 vilicus だけではなく、その手のもの（広く familia といわれるべき者）も加わったと考えられるが、この史料から推定できるのは、残念ながらここまでである。

次に、pro Quinctio には、dominus が自分の fundus から自分の familia によって vis で追払われた、とある（armati ではないが）。この場合の familia は、同じ対象が servi であるばかりでなく、一種の共有財産であることも明らかであるとすれば、一応奴隸と看做すべきであろう。<sup>(143)</sup> 従って主題に対しては、何ら積極的なことは引き出せない。

なお、共和政末期の人たちによって “vi hominibus armatis”<sup>(144)</sup> が、一種慣用句的に使用されていたことを最後に記しておく。

(141) §161 Cn. Decidio Samniti, ei qui proscriptus est, iniuriam in calamitate eius ab huius familia factam esse dixisti. huius は Cluentius を指す。この familia を De Caqueray. op. cit. 321. が奴隸集団とするのに、Bude éd. (Boyancé, P.) が gens としているのは意味深い。

(142) §161. Anchari et Paceni pastoribus huius villicos vim et manus attulisse. Cum quaedam in callibus, ut solet, controversia pastorum esset orta, Habiti vilici rem domini et privatam possessionem defendenterunt. (1) huius は Cluentiusのこと。 (2) callibus～“pistes de transhumance” (Budé éd.-Boyancé, P.) (3) Habitus は Cluentius のこと (Aulus Cluentius Habitus)。牧人同士の争いとみるべきであろうか。そうすると自由小作人の出る幕は乏しい。しかし Cluentius が町の第一クラスの人物だったこと（→その所領も広大なはず（§11. 43. cf. §156））を想起すれば、彼らが全く登場しないとは考えられない。

(143) §81. 85. には familia はあるが、同じ対象がすでに §28. ではっきりと servi とある（共有財産たるべき servi (familia) によって、共有物たる農場から追われる）。Arangio-Ruiz, V.: Marco Tullio Cicerone I. Le orazioni per P. Quinzio... (Mondadori 版). Milano. 1964. note e introd. とくに interdictum unde vi については 28, 20=34, 20, 35, 21. cf. Lenel. op. cit. 461ff. Costa. op. cit. I. 188ff. 239. Mette. Gym. 1965. 12f.

(144) Cic. fam. 7, 13, 2 (53年3月). fam. 15, 16, 3 (45年1月). Nicosia. Deiectio. 70ff.

実は Cato, de agricultura の註釈書を繙きながら, familia と colonus とを結びつけて考  
えている(正しくは familia のうちに包摂して考へてゐる)ケースをたまたま見つけたが、積極  
的の論拠に基くものではないようである。<sup>(145)</sup>

### むすびにかえて

この小論の狙いは、共和政末期ローマの大土地所有制の展開が、単に経済的にだけではなく、  
社会的・政治的な意味をも有したのではないかとの見通しのもと、自由人と自由人との関係の底  
にある支配・隸属の問題を明らかにすることを目的とし、そのために、自由小作人の隸属性の問  
題を、史料(ただ Cicero のみ!)に則しつつ検討するところにあった。

小論の(二)においては、Cicero の法廷弁論にあらわれる colonus が、たとい自由小作人であ  
ったとしても、①相続の対象となっていたこと、だが②consilium amicorum 構成員となるこ  
とができるず、また vir bonus でないとされたこと、こういった点を考えると、その限りでは主  
人への隸属性の強い存在とみなされていたことは明らかである、とした。

次いで、(三)においては、colonus という表現を一応はなれ、武力をもっての土地の争いには、  
単に奴隸だけではなく、自由人も加わったであろうとし、colonus の存在も推定されたとした。  
しかも、それは、明らかに主人に対する隸属性の強い存在であったからであろうと考えた。

たとい一世紀になっても colonus の自立性は強かった、という見解があつても、すでに指摘  
したように、その主張の根拠となった史料の性格が問題であり、また論者の主張がコロナートゥス  
制に視点を据えた上でのもの(→対比)であったとすれば、この小論の推定を覆すものとはいえ  
<sup>(146)</sup>まい。やはり、自由人であるにも拘らず、主人の隸属下にある存在であったというべきであ  
ろう(勿論、Domitius の小作人の例が示すように、別の側面も忘れてはならない。<sup>(147)</sup>)。

このようにして、Cicero の法廷弁論を素材とするこの小編では明らかにしたことは、共和政末期ローマの colonus も地主=(大) 土地所有者の権力増大(とりわけ私的な闘争、訴訟など)の一つの道具であったということ、一方、小作人の側に視点をすれば、法的には自由人である彼らの、地主に対する隸属性の強さ、そういったことの具体相の一端であった。

前者に関しては、colonus が単なる私的な闘争ではなく、変転する政治の各局面にどのような  
積極的な役割を果したか、いや果させられたかが問われねばならない。また後者に関しては、隸  
属と一言でいうが、もっと突込んで、法的にどういうものなのか、つまり①自由人対自由人の関  
係であり、②法的に規定されたものではなく(厳密には法的規定に優るいやそれを包みこむ社会  
的な慣行か)、③ただ colonus 側の主体的意志が発現できないだけのものにすぎないもの、と一

(145) Cat. agr. cul. 138. Thielscher. P.: Des Marcus Cato Belehrung über die Landwirtschaft.  
Berlin. 1963. 137. 336f. ただし Maróti, E.: Feriae in Familia zur Interpretation von Cato, „De  
Agri Cultura“ c. 138. Acta Conventus XI 『Eirene』 1971. 64, 7.

(146) 注(85), 注(86)をみよ。

(147) 注(138)をみよ。

応言えるにせよ——つまり完全には *familia* に包摂し切れない点も残るわけであり——、それがどこまでのことかという問い合わせを潜ませつつ、やはりコロナートゥス制への見通しを示さねばなるまい。

勿論、すでに述べたように法的規定としての「占有訴権の拒否」あるいは「売買は賃貸借を破る」という原則<sup>(148)</sup>、更には共和政末期自由小作人の系譜を想起すれば、小作人の地主に対する隸属は、この小論の操作をへずとも明らかかもしれない。しかし、他ならぬ共和政末期の史料に則して一体どこまで言えるか、という点を示したのである。

小作人も、隸属性という点においては、様々な含みを残しつつも、家長権の下にある様々の隸属者 (*familia* 即ち家族成員から奴隸まで) のなかに包含されうるということが、略明瞭かになってきたとすれば、法的には截然と自由人と区別される奴隸も、現実には、特に社会的には、自由人=自由小作人その他と相並んだ存在として、ときには同等の取扱いを受けることもあったのではないかろうか、こういう問い合わせを設けねばならないこととなる。

昭和29年11月9日 成稿

昭和50年11月10日 改稿

#### 付 記

1. 1959年の史学会大会発表のとき（元稿）は、史料をかなり大胆に解釈していたが、今回はかなり控え目な結論に改めた他、論旨には根本的な変化はない。ただ元稿の後半部（を拡大したもの）にすぎないため、「はじめに」(p.1~3)での見通しに応えていないことをおわびしたい。
2. *interdictum de vi (armata)*、これを社会・経済史的にあるいは政治史的に位置づけるという作業は全く行わなかった。だが、すくなくとも体制～大土地所有制を保護するためのものであり、この角度からの解明が必要であろう。
3. Strasburger, H.: *Concordia Ordinum* (注81), Nicosia, G.: St. G. Zingali. III. (注9.他) Lauria, M.: St. S. Solazzi. (注37他) は、吉村忠典氏の御好意によるものである。
4. 校正の段階で Shatzman, I.: *Senatorial Wealth and Roman Politics*. Coll. Latomus. 142. Bruxelles. 1975. を入手した。この502頁に及ぶプロソポグラフィッシュな大著によって、私が1頁に記したような「土地所有=経済生活と政治との関連が十分に解明されているとはい難い」という言は、今や訂正を必要とするかもしれない。通読して、この小論の注で生かせるところは生かしたが、精読は今後を期したい。

(148) Weber, M.: *Die römische Agrargeschichte in ihrer Bedeutung für das Staats- und Privatrecht*. Stuttgart. 1891 [repr. Amsterdam. 1962.] 232. ただし問題点は注(135)。原田慶吉「ローマ法」上 有斐閣 昭和24年 192